

第3次伊達市環境基本計画 (案)

2019年（平成31年）月

北海道伊達市

目 次

1. 計画の基本的事項について	1
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の目的	3
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の範囲	4
2. 地域の概況	5
3. 計画策定の視点	11
1. 環境問題に関わる近年の社会動向	12
2. 市民意向	15
3. 前計画の検証（要点抜粋）	22
4. 市民との意見交換	24
5. 計画策定のポイント	25
4. 計画の目指すべき方向	27
1. 将来像	28
2. 基本目標及び施策の体系	29
5. 分野別の施策方針	31
基本目標 1：生活環境への気付きと調和	32
基本目標 2：自然環境への理解と共生	39
基本目標 3：地球環境への配慮と行動	46
6. 計画の推進	53
資料編	57
1. 用語解説集	
2. 環境基準値	
3. 関係条例	
4. 計画改定の経緯	
5. 伊達市環境審議会（諮問、答申）	

※本計画に記載している図表のデータは四捨五入をしているため、表記されている値をそのまま足しても合計値とあわない場合、もしくは 100%とならない場合があります。

1. 計画の基本的事項について

1. 計画策定の背景

環境問題は、大気汚染や水質悪化などの我々の生活に密接に関係する「生活環境」から、森林衰退や河川環境悪化、それらに起因する生態系破壊などの「自然環境」、そしてオゾン層の破壊や地球温暖化などの「地球環境」と多岐にわたります。さらに、これまでの環境問題に加え、2011年（平成23年）の東日本大震災を契機とした放射性物質による環境汚染やエネルギー問題、大陸から飛来する微小粒子状物質（PM2.5）による越境汚染など、私たちは新たな環境問題にも直面しています。

このように社会情勢は大きく変化しており、国際的には、2010年（平成22年）に生物多様性条約第10回締約国際会議（COP10）において「愛知目標※」が採択、2014年（平成26年）に「グローバル・アクション・プログラム」が国連総会で承認、2015年（平成27年）に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において新たな気候変動対策に関する法的文書として「パリ協定※」が採択されるとともに、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）※を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されるなど、新たな動きが見られます。

この間、伊達市においては少子高齢化が進展し、人口減少が今後も進むことが予測されるなど、本市の状況は着実に変化しており、これまで様々な形で環境活動を担ってきた人材が減少していくことなども危惧されます。

そのような環境問題を背景に、本市では、1999年（平成11年）3月に市民参加により「伊達市環境基本計画」を、2009年（平成21年）4月に「第2次伊達市環境基本計画」を策定し、計画の進捗状況を、毎年「伊達市環境白書」に集約し公表してきたところです。

「第2次伊達市環境基本計画」の策定から10年が経過し、計画の見直し時期を迎えるとともに、先に示した少子高齢化や人口減少の加速化などに代表される社会情勢の変化や、新たな環境問題への対応が求められることから、「第3次伊達市環境基本計画」（以下、本計画といいます。）を策定するものです。

※ 愛知目標：正式には、「生物多様性新戦略計画」と言い、西暦2010年（平成22年）生物多様性条約第10回締約国際会議で採択されたものを指します。2050年までに、人類と自然が共生した世界を実現させるために制定されたものです。

※ パリ協定：2015年（平成27年）にCOP21で採択された、気候変動に関する協定です。COP3時（1997年（平成9年））に採択された京都議定書に代わる新たな枠組みで、世界全体のGHG削減目標や、途上国・新興国への温暖化対策への自主的取組み等が設定されています。

※ 持続可能な開発目標（SDGs）：2015年（平成27年）の国連サミットで採択された、2016年（平成28年）～2030年までの国際目標です。貧困や飢餓・エネルギー・気候変動等、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

2. 計画の目的

伊達市環境基本条例に定める基本理念にのっとり、市民の良好な環境を確保し、将来の世代に継承していくため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的な事項について定めることを目的としています。

伊達市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

- 第4条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、市民の良好で快適な環境の恵みを享受する権利の実現と、良好で快適な環境を将来に引き継ぐことを目的に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められなければならない。

3. 計画の位置づけ

本計画は、伊達市環境基本条例第 11 条に基づき策定するもので、市の最上位計画である「第7次伊達市総合計画」のもとで、環境行政におけるマスタープランとなるものです。国や道の環境基本計画および関連計画・法令との整合を図るとともに、本市のその他の個別計画などと連携を図りながら、環境施策を総合的に進めています。

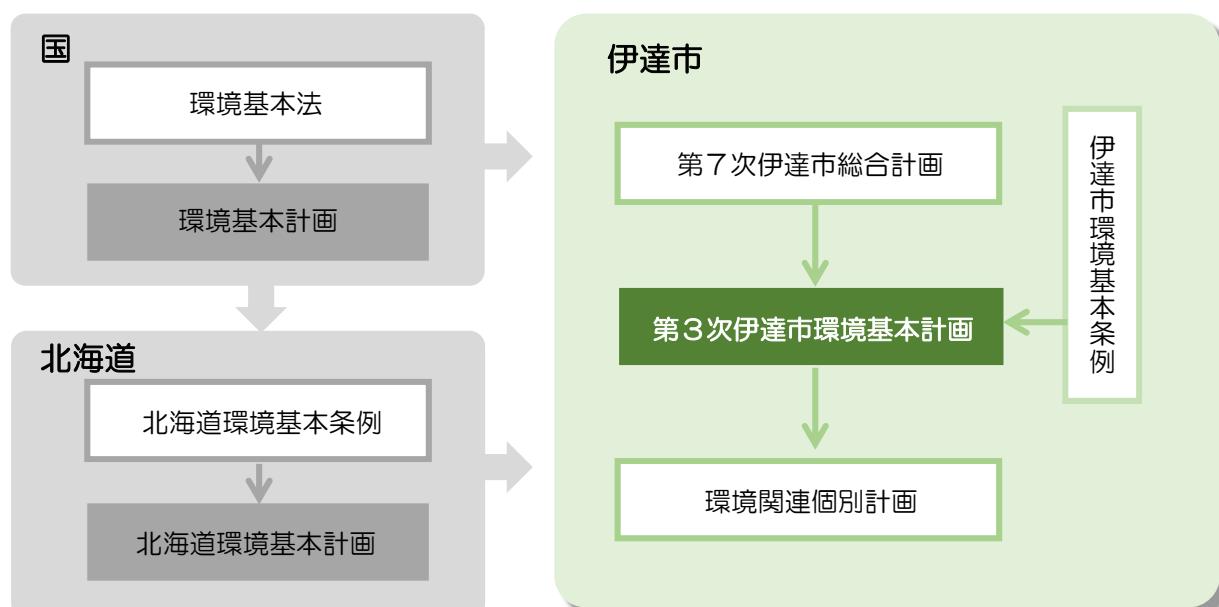


図1 計画の位置付け

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度（平成31年度）から2028年度までの10年間とします。なお、社会・経済情勢の変化や科学技術の進展、また、環境問題自体に変化が生じることも想定されるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

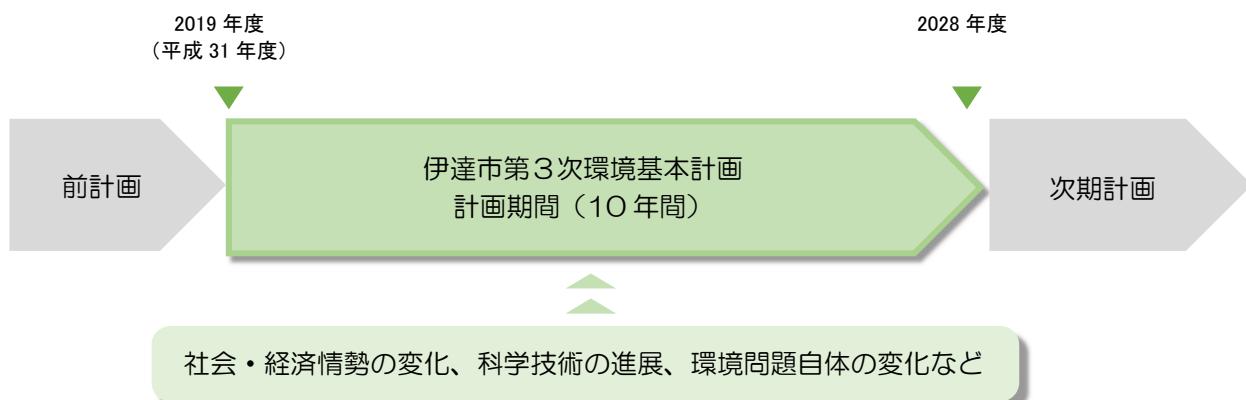


図2 計画の期間

5. 計画の範囲

環境基本計画で取り扱うテーマは、身近な生活環境から、資源循環、自然環境、生物多様性やエネルギー、地球温暖化などの地球規模の環境問題、さらには環境学習と、市が取り組む対象は多岐に渡ります。本計画でこれらのテーマを市民の関わる領域として「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の視点で整理し、課題解決に向けた取組を進めています。

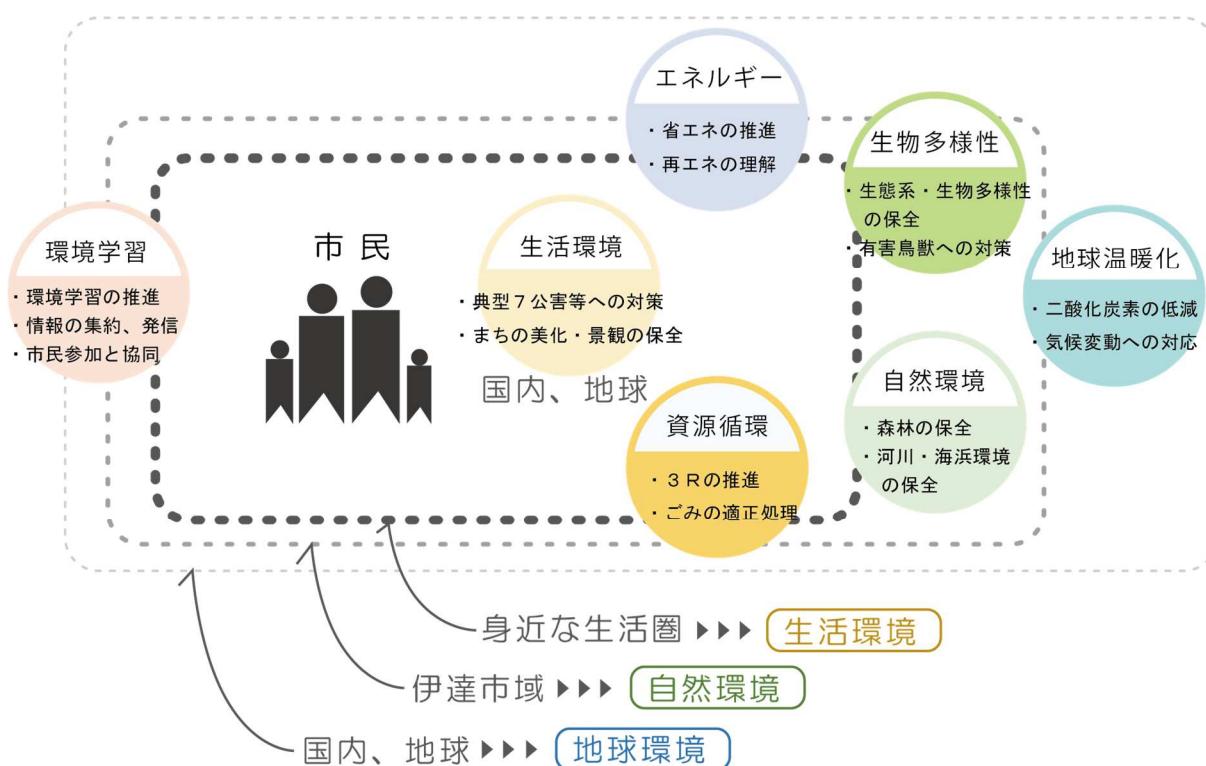


図3 計画の範囲

2. 地域の概況

(1) 位置・地勢

北海道伊達市は、北海道の南西部、北海道の中心都市である札幌市と函館市の中間に位置し、北西には有珠山や昭和新山、南は噴火湾（内浦湾）に面しています。

2006年（平成18年）3月1日に旧大滝村（現大滝区）と飛び地合併しており、工業都市の室蘭市や全国的に有名な温泉観光地の登別市・洞爺湖町などと隣接しています。

市域は、伊達地域が東西約17.3km、南北約18.5km、大滝区が東西約16.5km、南北約27.3kmで、総面積は444.2km²となっています。

伊達市の地形（大滝区を除く）は、おおまかに見て河川や海岸沿いの平地、その背後の扇状地斜面、丘陵性台地と火山性山地で成っており、北西にある2000年（平成12年）と1977年（昭和52年）に噴火した有珠山や昭和新山と、北東にある幌別山系の分水嶺で囲まれ、噴火湾にむけ、なだらかな斜面がひろがっています。河川は、大滝区より市街地の西側に流れる長流川をはじめ、市街地内を流れるシャミチセ川、気門別川、市街地東側を流れる谷藤川、北黄金川、気仙川、チマイベツ川など数多くの中小河川が流れ、農耕地、草地などの豊かな緑地帯が広がっています。

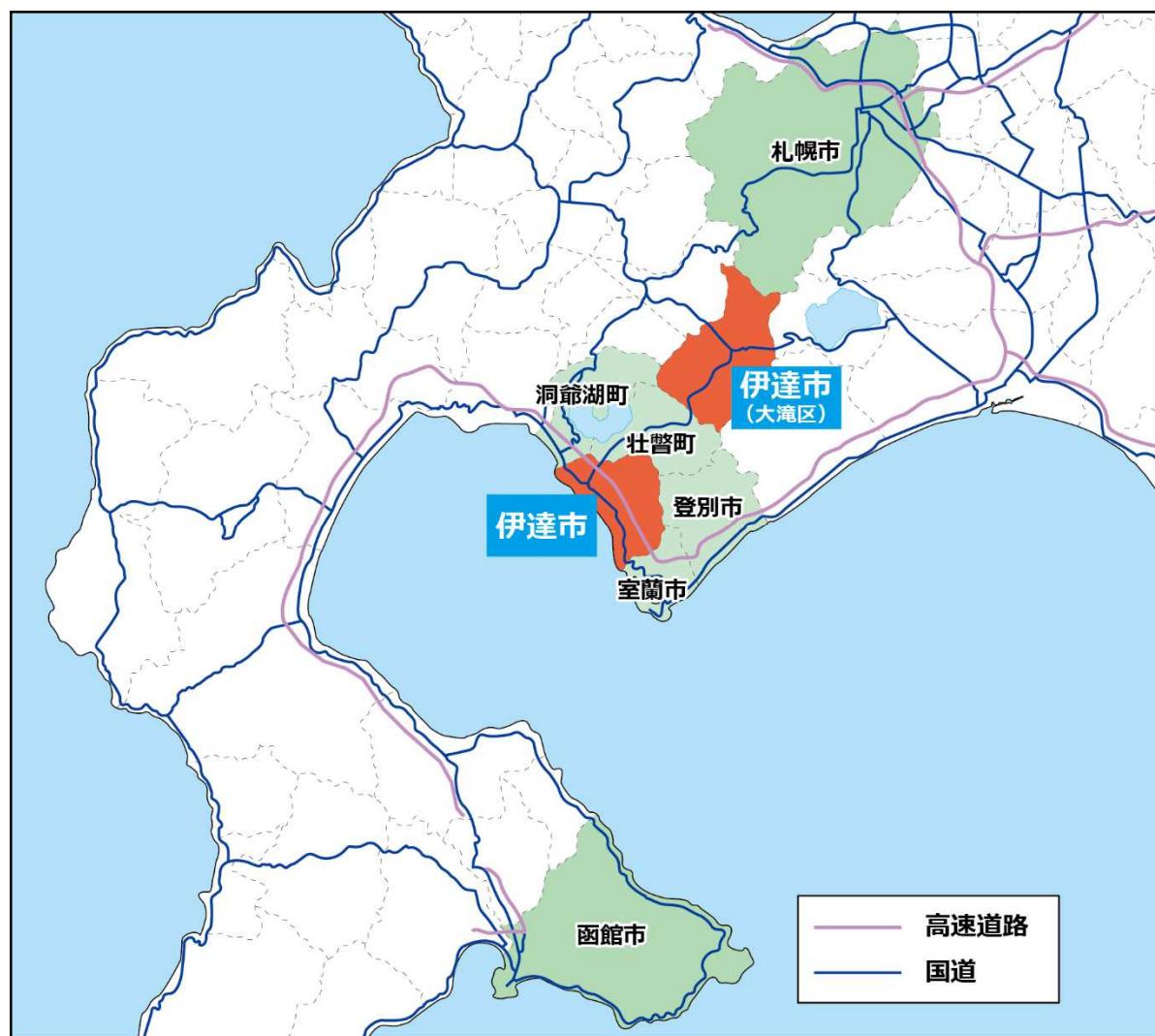


図4 伊達市の位置図

(2) 気象

伊達市は、厳しい冬の期間が長い北海道内では最も恵まれた気象条件をもち、「北の湘南」と呼ばれるほど、温かく暮らしやすい地として知られています。また、噴火湾からの暖流の対馬海流の影響を受けるため、春の訪れが早く、夏・秋はさわやかで快適であり、初雪も11月と遅く、降雪量が少ない（飛び地の大滝区を除く）過ごしやすい気候です。2017年（平成29年）の最高気温は30.3度、最低気温は零下14.3度、降水量の年間平均は66mm（札幌97mm、東京119mm）程度になっています。

一方、大滝区は同じ伊達市でありながら内陸部に位置し、山に囲まれているため、寒さが厳しく積雪の多い地域です。

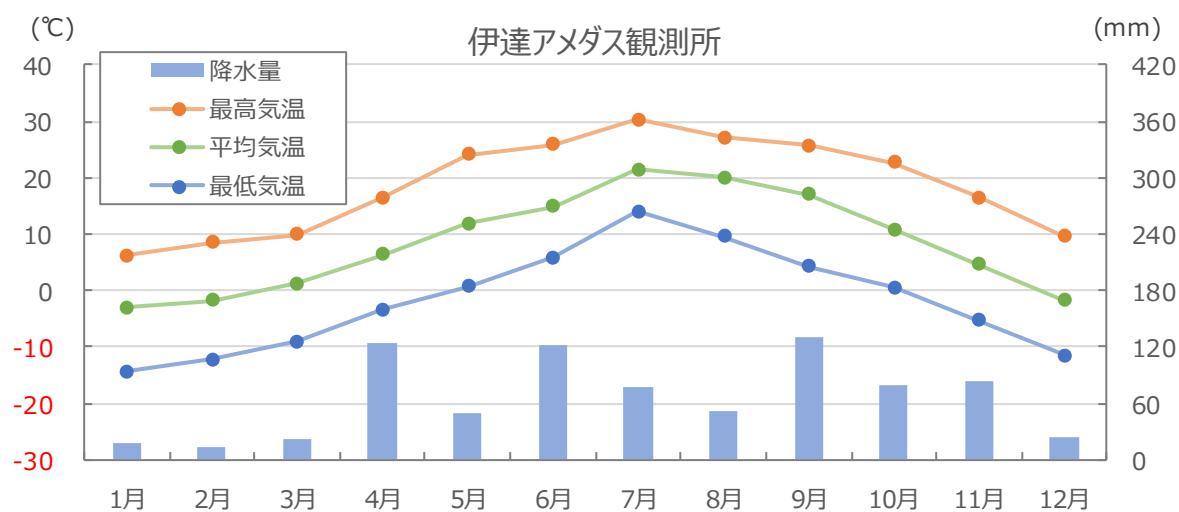


図5 伊達市（伊達アメダス観測所）の気温、降水量（2017年（平成29年））

出典 気象庁

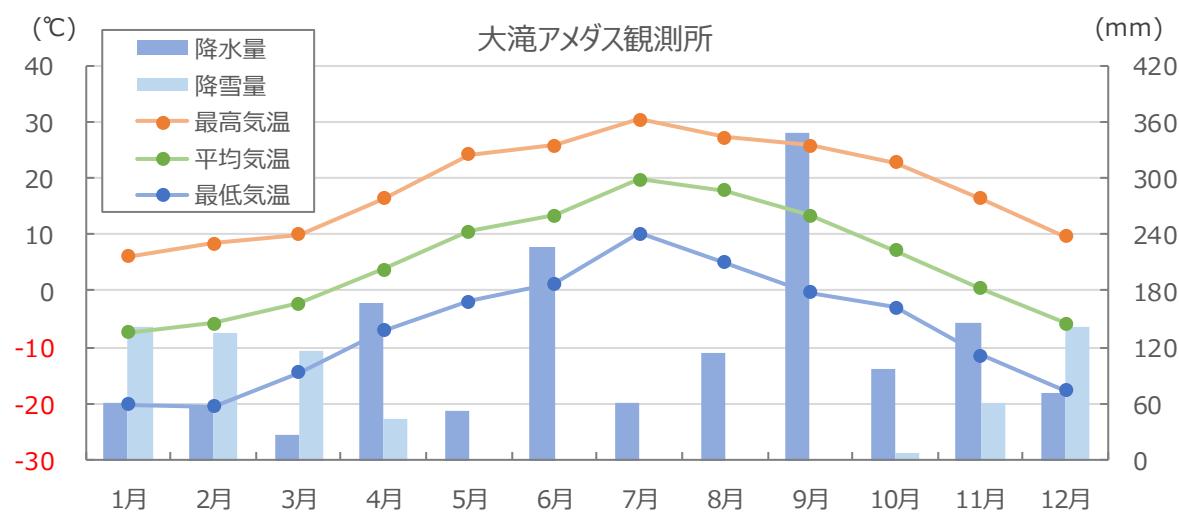


図6 大滝区（大滝アメダス観測所）の気温、降水量、積雪量（2017年（平成29年））

出典 気象庁

(3) 人口・世帯数

伊達市の2015年(平成27年)時点の人口は34,995人、世帯数は15,054世帯です。2000年(平成12年)以降減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の報告によると、人口・世帯数は今後さらに減少することが予測されます。

65歳以上の老人人口が増加傾向にあり、2015年(平成27年)時点で、総人口の34.5%(12,107人)を占めています。

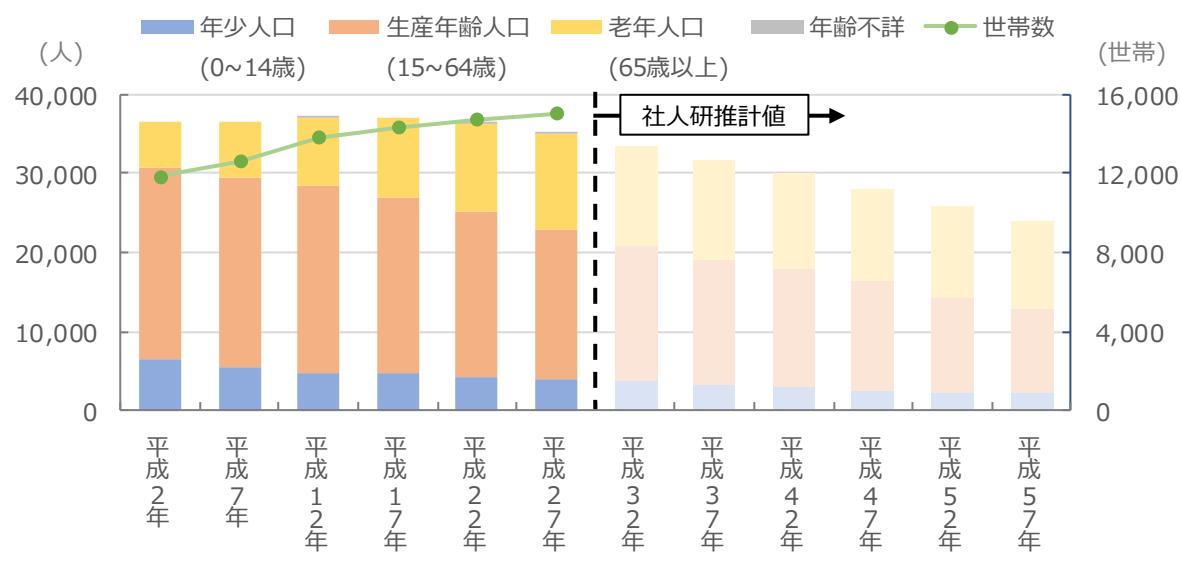


図7 人口(3区分)・世帯数の推移

出典 国勢調査

(4) 産業・経済活動

2015年(平成27年)時点における産業従事者数は16,124人で、そのうち、第3次産業(70.8%)が最も多く、第2次産業(18.0%)、第1次産業(10.3%)と続きます。

第1次産業は一定程度占めており、農業や水産業を柱に、さまざまな産業が展開されており、農業は、特に野菜を中心で稲作、畑作、酪農、畜産などが、水産業では、ホタテ貝の養殖を中心に秋サケ漁などが盛んです。

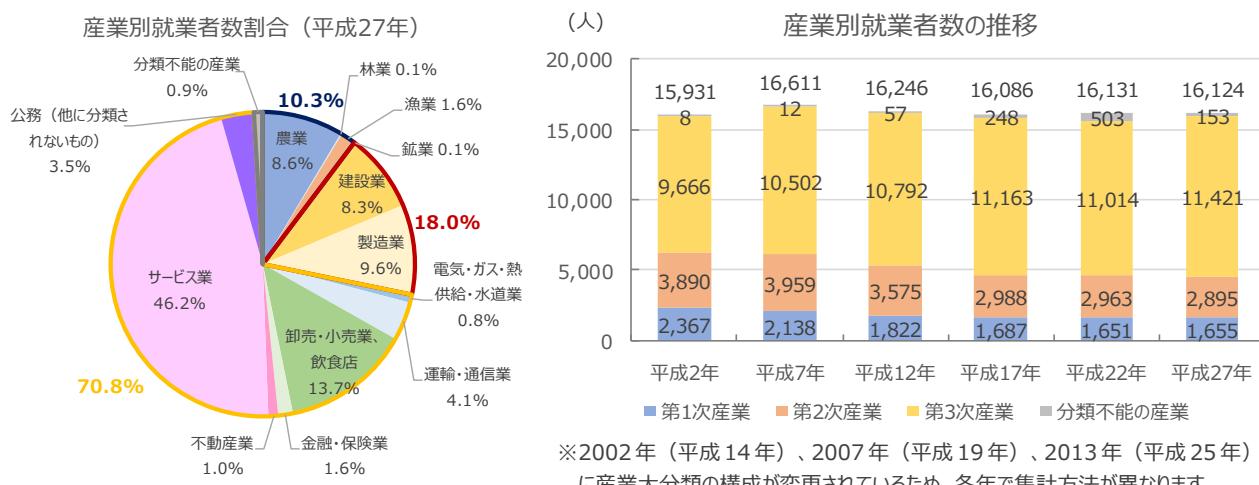


図8 産業別就業者数割合とその推移

出典 国勢調査

(5) 土地利用

2015年(平成27年)時点の地目別土地利用の状況は、その他(50.9%)が最も多く、山林(17.0%)、原野(14.7%)、畑(8.8%)と続きます。

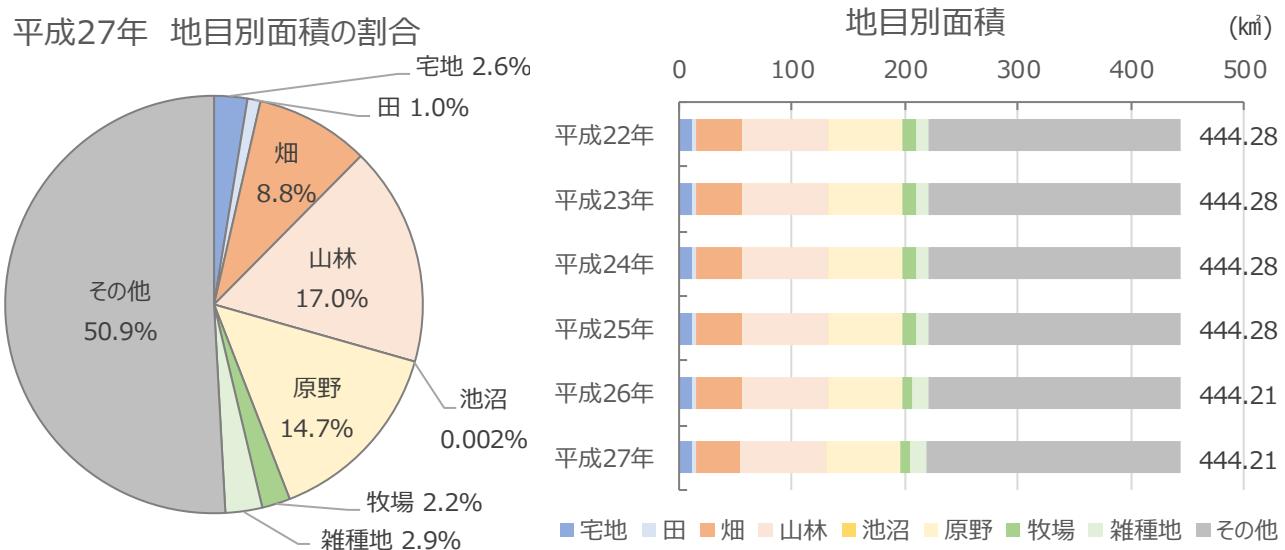


図9 地目別土地利用面積

出典 2015年版 伊達市統計書

(6) その他

観光入込客数は、伊達地域と大滝区合わせて、2010年（平成22年）には220万人に達しましたが、近年は170万～180万人で推移しています。



図10 伊達市の観光入込客数の推移

出典 北海道観光入込客数調査報告書

3. 計画策定の視点

1. 環境問題に関わる近年の社会動向

(1) 生活環境

生活環境に関する事項は多岐に渡り、それらは大まかに典型 7 公害（大気・水質汚濁・土壤汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）へと分けられます。

近年ではそれらに加えて、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機とする「放射性物質汚染対処特措法（2011 年（平成 23 年）制定）」や、中国から日本への大規模な越境大気汚染を契機とした「微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起の暫定指針（2013 年（平成 25 年）作成）」など、新たな生活環境に関する法律等も設定されています。

また近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会が問題視されており、天然資源の消費を抑制して環境負荷を低減した「循環型社会」を目指す動きが高まっています。

そのような背景から、我が国では「循環型社会形成推進基本計画」を策定しており、2018 年（平成 30 年）に策定された最新計画では、「①地域循環共生圏形成による地域活性化」、「②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「③適正処理の更なる推進と環境再生」の 3 つを重要な方向性として掲げています。

生活環境

- S43 「大気汚染防止法」、「騒音規制法」制定【国】
- S45 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定【国】
- 「水質汚濁防止法」制定【国】
- S46 「悪臭防止法」制定【国】
- S51 「振動規制法」制定【国】
- H12 「循環型社会形成推進基本法」制定【国】
- H13 「資源の有効な利用の促進に関する法律」制定【国】
- H14 「土壤汚染対策法」制定【国】
- H25 「微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起の暫定指針」作成【国】
- H30 「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定【国】

(2) 自然環境

人々の生活と自然環境は密接に繋がっており、大気や水、地形・地質や、動植物の生態系等を守ることは重要な課題となっています。

我が国では、それらの自然環境を守るため、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある開発等（道路、ダム事業など）を行う際、事前に「環境アセスメント（環境影響評価）」を行い、環境破壊が起こらないよう配慮することが必要となっています。

また、2010 年（平成 22 年）に名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」では、2020 年（平成 32 年）までに達成すべき 20 の目標を掲げた「愛知目標」が採択され、国ではその目標を受け、2012 年（平成 24 年）に新国家戦略「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、目標達成に向けたロードマップを提示しました。

自然環境

- H4 「森林に関する原則声明」採択【世界】
- H9 「環境影響評価法」制定【国】
- H20 「生物多様性基本法」制定【国】
- H22 「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」開催【世界】
- H22 「名古屋議定書」採択【世界】
- H22 「愛知目標」採択【世界】
- H22 「北海道生物多様性保全計画」策定【北海道】
- H23 「環境影響評価法」への「戦略的環境アセスメント」手法の導入【国】
- H24 「生物多様性国家戦略 2012-2020」策定【国】

(3) 地球環境

昨今、地球温暖化に伴う気候変動の影響が世界的に大きくなっています。我が国でも短時間豪雨や竜巻などの異常気象が各地で発生しています。

それらの影響から、2015年（平成27年）12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）でパリ協定が採択され、我が国は2016年（平成28年）11月8日に協定を締結し、2030年度（平成42年度）までに26%（2013年度比）の温室効果ガス排出量を削減することを目標としました。

地球温暖化には、我々が普段使用しているエネルギーも密接に関わっており、我が国では1次エネルギーの多くを海外輸入の化石燃料に頼っている状況で（2016年時点での全体の89%）、大きな課題となっています。

そのような背景から、我が国では「エネルギー基本計画」を策定しており、2018年（平成30年）に策定された最新計画では、電源構成における再生可能エネルギーの割合を高めつつ、原子力発電や化石燃料への依存度を下げるとともに、省エネルギーを進めることとしています。

地球環境

H24「気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）」開催「ドーハ合意」採択（京都議定書の8年延長、日本不参加）【世界】
H24「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画【第II期】」策定【北海道】
H27「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」開催【世界】
H27「パリ協定」採択【世界】
H30「第5次エネルギー基本計画」策定【国】

(4) 環境学習

1992年（平成4年）に開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で、地球再生の行動計画「アジェンダ21※」が採択され、その中で、持続可能な開発の促進には、教育が不可欠であることが明記されました。

2002年（平成14年）の国連総会で、2005年（平成17年）からの10年を「国連持続可能な開発のための教育（ESD）※の10年」とすることが採択され、2014年（平成26年）に後継プログラムとしてのグローバル・アクション・プログラム※が国連総会で承認されました。

我が国においては、2003年（平成15年）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立し、その後は国際的な動きも踏まえ、2011年（平成23年）に一部法改正されて「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」となり、国民や民間団体等との協働取組や学校教育における環境教育の充実などが盛り込まれました。

環境学習

H14「国連持続可能な開発のための教育の10年」採択【世界】
H15「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定【国】
H17「北海道環境教育基本方針」制定【北海道】
H23「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」制定【国】
H26「北海道環境教育等行動計画」策定【北海道】
H26「グローバル・アクション・プログラム」承認（H14「国連持続可能な開発のための教育の10年」の後継プログラム）【世界】

* アジェンダ21：環境と開発の統合のための21世紀に向けた具体的な行動計画です。前文及び①社会的・経済的側面、②開発資源の保護と管理、③主たるグループの役割の強化、④実施手段の4部から構成されています。大気保全、森林、砂漠化、生物多様化、淡水資源、海洋保護、廃棄物等の具体的な問題についてのプログラムを示すとともに、その実施のための資金メカニズム、技術移転、国際機関、国際法の在り方等についても規定しています。

* 持続可能な開発のための教育（ESD）：環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、これらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動を指します。

* グローバル・アクション・プログラム：2013年（平成25年）に採択された、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の後継プログラムです。全ての人が知識、技能、価値観、態度を得る機会を持つために教育・学習を再方向付けし、持続可能な開発に貢献し、実際に成果を上げる能力向上することと、持続可能な開発を促進する全ての関連アジェンダ・プログラム・活動において教育・学習の役割を強化することを目標としています。

(5) 環境全般

2015年(平成27年)9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、これらの人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意として採択されました。

「持続可能な開発目標(SDGs)」では17のゴールが設定されており、「ゴール6(水)」、「ゴール12(持続可能な生産・消費)」、「ゴール13(気候変動)」、「ゴール14(海洋)」、「ゴール15(生態系・森林)」等は環境と関わりが深くなっています。その他にも、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

我が国においては、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業等の役割等を示す「持続可能な開発目標(SDGs)実施方針」を定めているほか、環境省においても、環境に関連している項目について国内外における施策を積極的に展開することとしています。

環境全般

- H5 「環境基本法」制定（公害対策基本法廃止）【国】
- H8 「北海道環境基本条例」制定【道】
- H9 「環境影響評価法」制定【国】
- H10 「北海道環境基本計画」策定【北海道】
- H27 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択【世界】
- H27 「持続可能な開発目標（SDGs）」設定【世界】
- H28 「SDGs推進本部」設置【国】
- H28 「北海道SDGs推進本部」設置【北海道】
- H30 「第五次環境基本計画」策定【国】

2. 市民意向

(1) 環境に関する市民アンケート調査の実施概要

本市における環境に関する施策方針の検討を進めるにあたり、市民の意向を的確に把握し、それを計画に反映できるようにするため、15歳以上の市民2,000名（無作為抽出）を対象にアンケート調査を行いました。

【市民アンケート調査の概要】

調査対象	: 15歳以上の市民
配布数	: 2,000票
回収結果	: 783票 (回収率: 39.2%)
調査期間	: 2018年(平成30年)1月10日～1月25日

※SAはシングルアンサー (Single answer) の略で質問に対して回答が1つのものです。

また、MAはマルチアンサー (Multi answer) の略で複数回答可の質問です。

(2) 回答者の属性

①性別、年齢

回答者について、性別は男性が45.8%、女性が54.2%で、年齢は70代以上が31.1%と最も多く、60代(22.4%)、50代(15.6%)、40代(12.9%)と続きます。

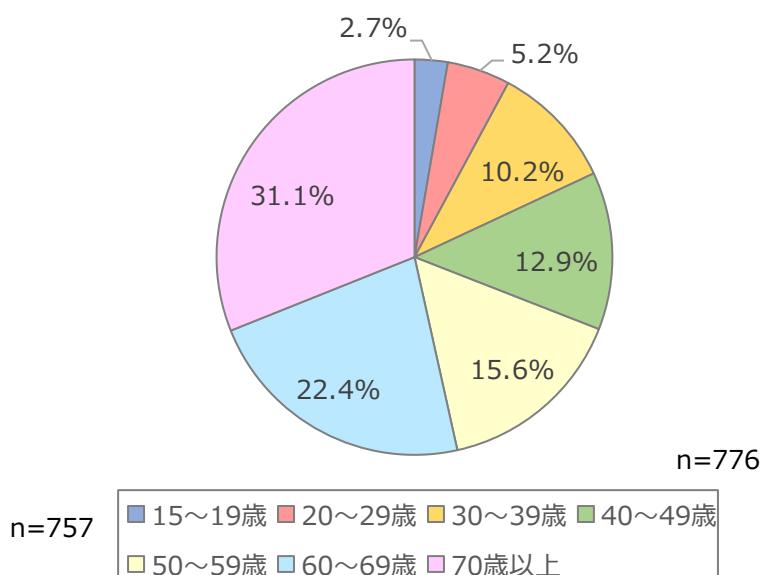
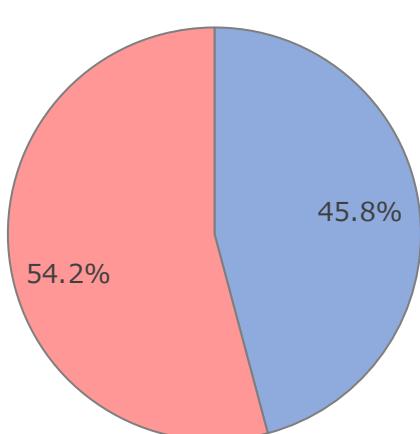


図11 性別 SA

図12 年齢 SA

②職業、家族構成

職業は無職が 31.7%と最も多く、会社員（21.8%）、パート・アルバイト（14.0%）と続きます。家族構成は親子（2世代）が 38.7%と最も多く、夫婦（子どもなし）（33.4%）と続きます。

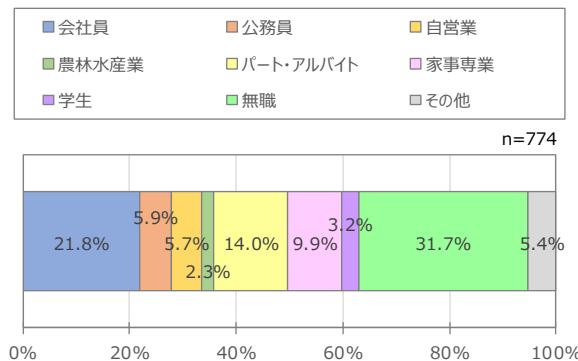


図 13 職業 SA

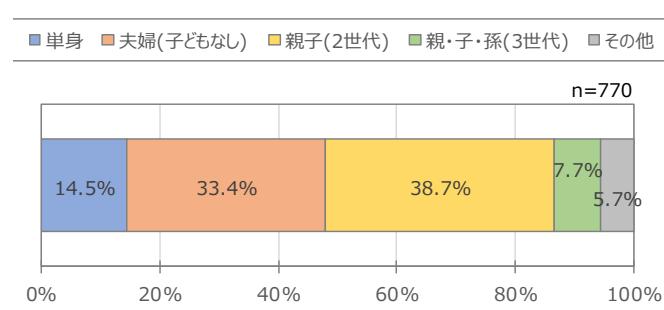


図 14 家族構成 SA

③所有している自動車台数、居住地区

所有している自動車台数は 1 台が 39.4%と最も多く、2 台（37.3%）と続きます。その中、所有なしは 13.4%となっています。居住地区は中央地区（28.4%）と市街地区（28.1%）で 5 割以上を占めており、大滝区は 2.2%となっています。

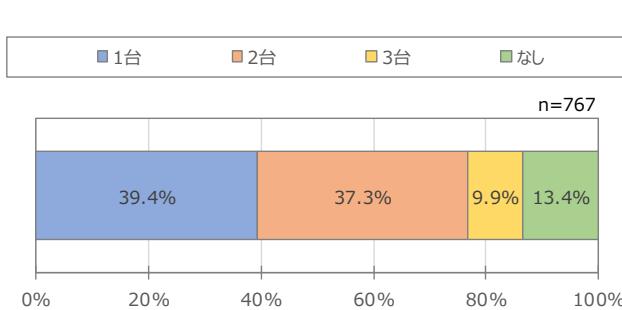


図 15 所有している自動車台数 SA

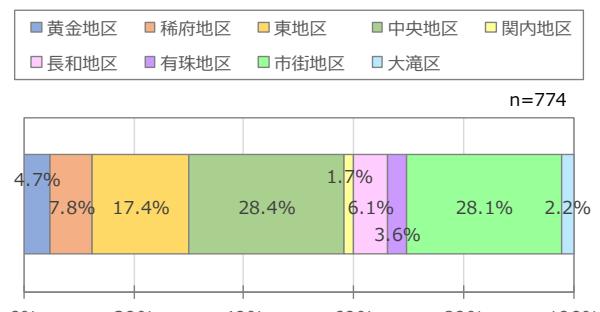


図 16 居住地区 SA

(3) 市民意向調査結果（要点抜粋）

①伊達市の環境問題で関心のある分野

「地球温暖化・気候の変動」が45.2%と最も多く、「生活環境の清掃・美化、良好な景観の保全（35.4%）」、「廃棄物の処理やごみ減量化・リサイクルなどの問題（29.9%）」、「エネルギーの有効活用（27.1%）」と続き、「地球温暖化（地球環境）」、「エネルギー（地球環境）」、「清掃、美化、景観（生活環境）」、「廃棄物処理、リサイクル（資源循環）」は市民の関心の高い内容となっています。

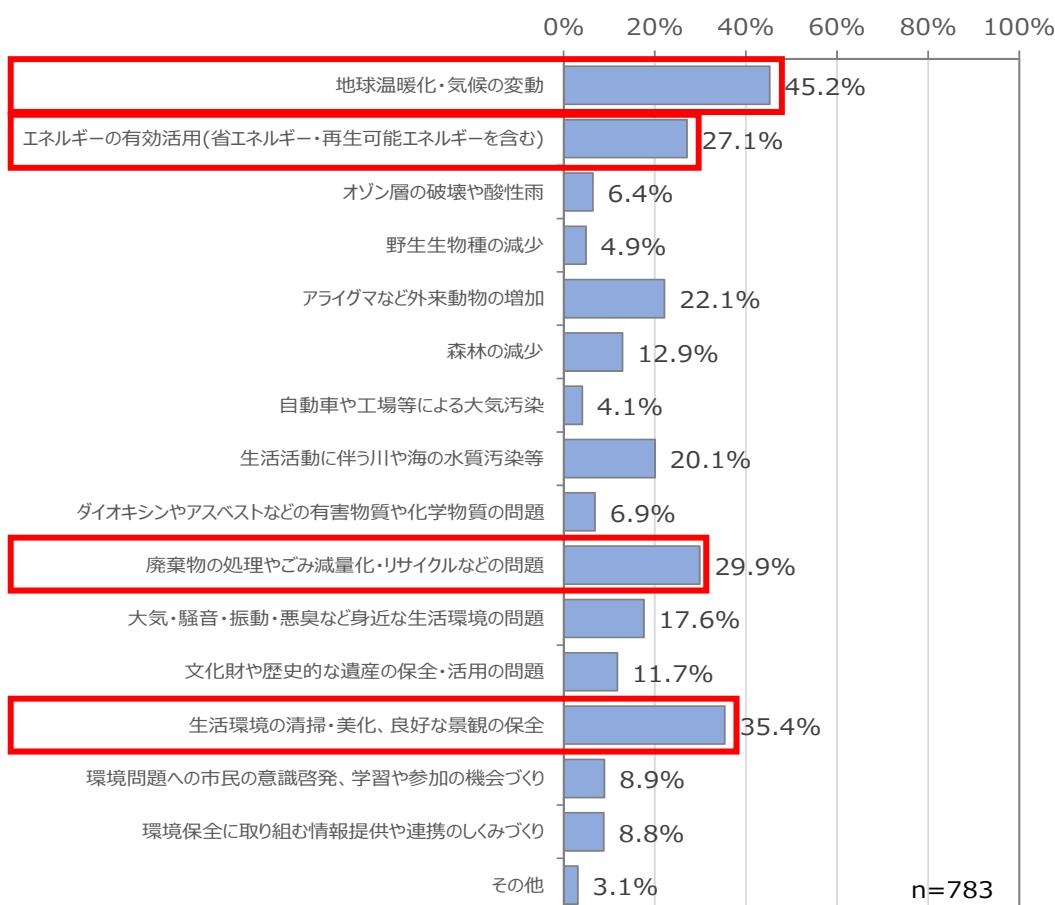
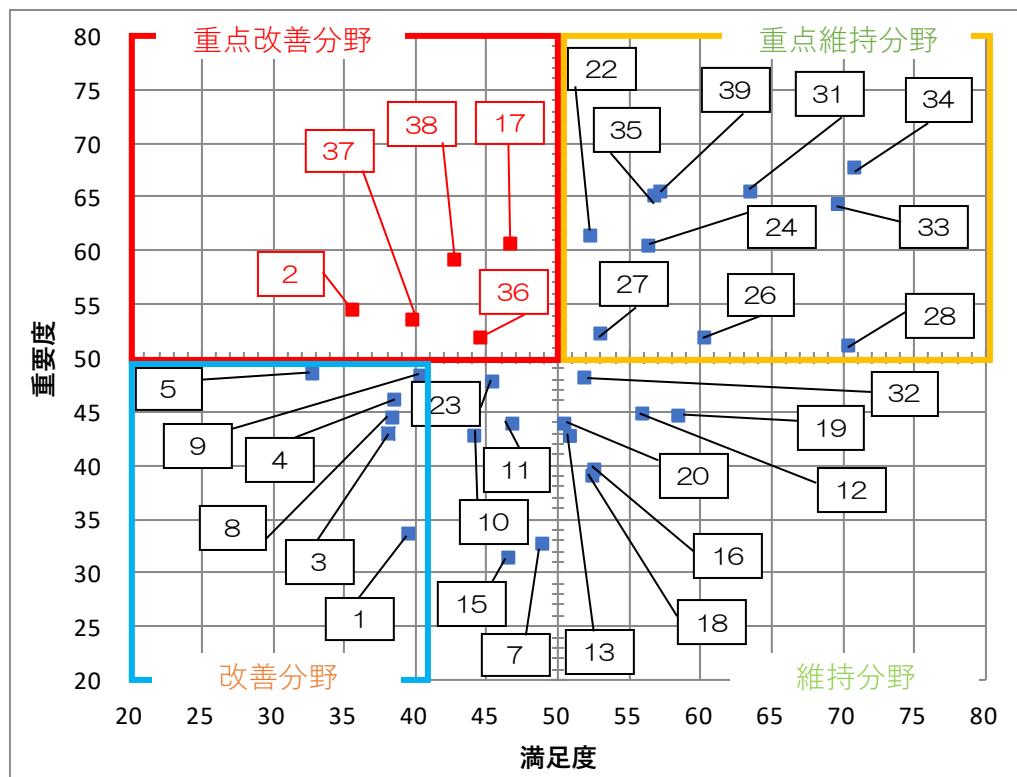


図 17 伊達市の環境で関心のある分野 MA

※「地球温暖化・気候の変動」の関心が高い要因として、CO₂排出だけではなく、自由記述の内容から2016年（平成28年）の台風被害を意識した方が多かったためと考えられます。

②お住まいの地区の各環境分野の評価

満足度と重要度を合わせて評価した際、重点的に改善が求められる分野（満足度が低く、重要度が高い）は、「川のきれいさ」という自然環境の改善と、「街角のゴミの少なさ」、「空き地・空き家の管理」という身近な生活環境の改善が特に求められています。



(2)-①資源環境・衛生環境	満足度 (偏差値)	重要度 (偏差値)
1. 近くの川・水辺にふれあえる機会や場が多い	39.42	33.65
2. 川の水がきれい、ゴミが少ない	35.51	54.53
3. 川の景色が良い、周りの景観と調和している	38.10	42.89
4. 川で水生生物(昆虫や魚)、野鳥がたくさん見られる	38.45	46.01
5. 川の岸などで、危険な場所がなく近づきやすい	32.75	48.57
(2)-②お住いの地区的環境	満足度 (偏差値)	重要度 (偏差値)
7. 近くの住宅地の庭・花壇がきれいなところがたくさんある	48.82	32.62
8. 近くの街路樹が豊かで管理も行き届いている	38.28	44.42
9. 近くの公園が緑豊かで憩いの場となっている	40.26	48.33
10. 近くの公共施設や事業所の縁・花がきれい	44.16	42.70
11. 近くの農地がきちんと営農・管理されている	46.72	43.81
12. 近くの山林の景色、四季の変化が良い	55.89	44.86
13. 近くの自然豊かな山林で動植物が見られる	50.77	42.76
(2)-③住まいの周りの景観・美化	満足度 (偏差値)	重要度 (偏差値)
15. 住宅地の家並みや庭が美しい	46.50	31.41
16. 看板や広告物、サインなどが景観を阻害しない	52.47	39.54
17. 街角でごみが散乱せずきちんと片付けられている	46.64	60.67
18. 地区周辺に美しい農村景観が広がっている	52.37	39.07
19. 地区周辺に四季の森林や山並みが見られる	58.41	44.66
20. 街なかの花壇や植栽などがきれいである	50.41	43.85

(2)-④身近な大気の環境	満足度 (偏差値)	重要度 (偏差値)
22. 近くて悪臭などがなく快適である	52.20	61.45
23. 近くて自然(緑や潮など)の良い香りを感じる	45.30	47.73
24. 近くの屋外でほこりやばい煙など大気の汚れは感じられない	56.26	60.49
(2)-⑤身近な音の環境	満足度 (偏差値)	重要度 (偏差値)
26. 近所で生活騒音(テレビ等家電、ペットの鳴き声、車の出し入れなど)が気にならない	60.30	51.87
27. 近くの道路で、車の通行に伴う騒音や振動が気にならない	52.91	52.25
28. 近くの店舗等でのアナウンスや音楽など、営業騒音が気にならない	70.37	51.20
(4)-①資源環境・衛生環境	満足度 (偏差値)	重要度 (偏差値)
31. 周りでごみの分別・収集が適切に行われている	63.48	65.53
32. リターナブル容器など繰り返し使用できる製品が普及している	51.86	48.12
33. 空き缶やペットボトル、紙類など再生資源回収が積極的に行われている	69.69	64.36
34. 下水やし尿の処理が適切に行われている	70.82	67.62
35. 近くでは野焼きや不法投棄が見られない	56.77	65.06
36. 近くでは空き家が見られない	44.52	51.78
37. 空き地からの雑草・枝の張出しが気にならない	39.79	53.54
38. ハエや蚊、ペットの糞などが気にならない	42.71	59.21
39. 有害物質など健康を害する要素が気にならない	57.09	65.42

※選択肢 6,14,21,25,29,30,40 は全体的な満足度を図るためのもので重要度は測定していないため、記載していません。

図 18 各項目の満足度・重要度 MA

重点維持分野（満足度、重要度ともに高い）には、「悪臭」、「大気の汚れ」、「騒音関係」、「有害物質」などの生活環境に関わるものと、「廃棄物」、「資源の再利用」など資源循環に関するものが挙げられます。

その他、満足度が特に低い（偏差値 41 未満）分野としては、「水辺環境」、「川の景色」、「川の生息生物」などの川の環境に関するものと、「街路樹」や「公園」などの身近な緑に関するものが挙げられます。

③環境保全・配慮の取り組み

1) 実践している取り組み

前回（第2次環境基本計画策定時）の取組状況と比べると、「いつも実施している」の割合は減少しているものもいくつか見られるものの、全般的に増加していると言えます。

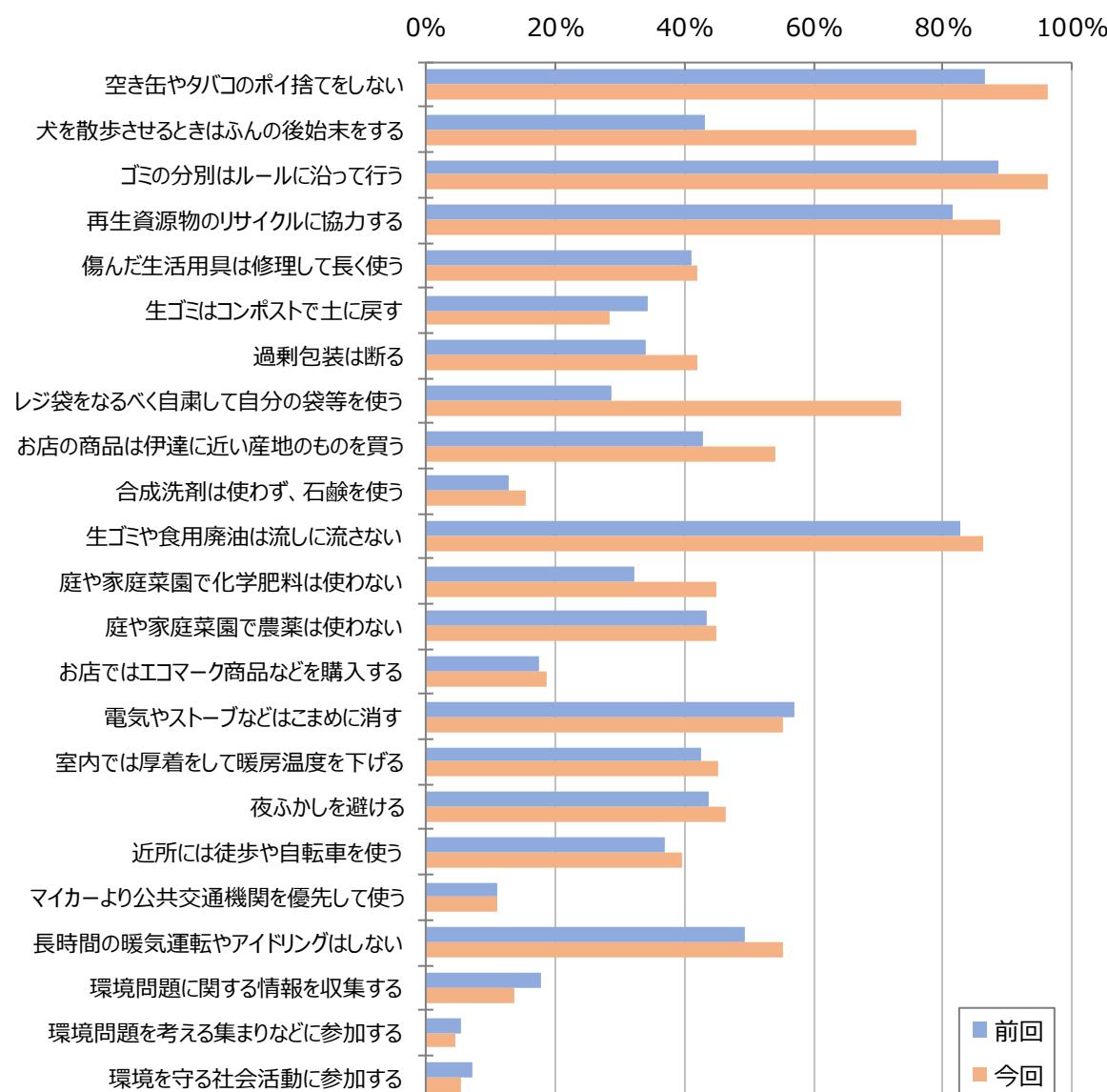


図 19 各取り組みの、市民が「いつも実践している」割合 SA

「集まりに参加」や「社会活動に参加」など環境教育に関するものは、実践している割合が少ないものの、実践するつもりの割合が高いことから、今後の意識啓発などによる底上げが重要になります。

その他、「天然素材の洗剤などを使う」、「エコマーク商品の購入」、「環境問題に関する情報収集」、「廃食油の回収協力」などの潜在的な可能性がある分野は、実践者を拡大していくための取り組みを推進していくことが重要になります。

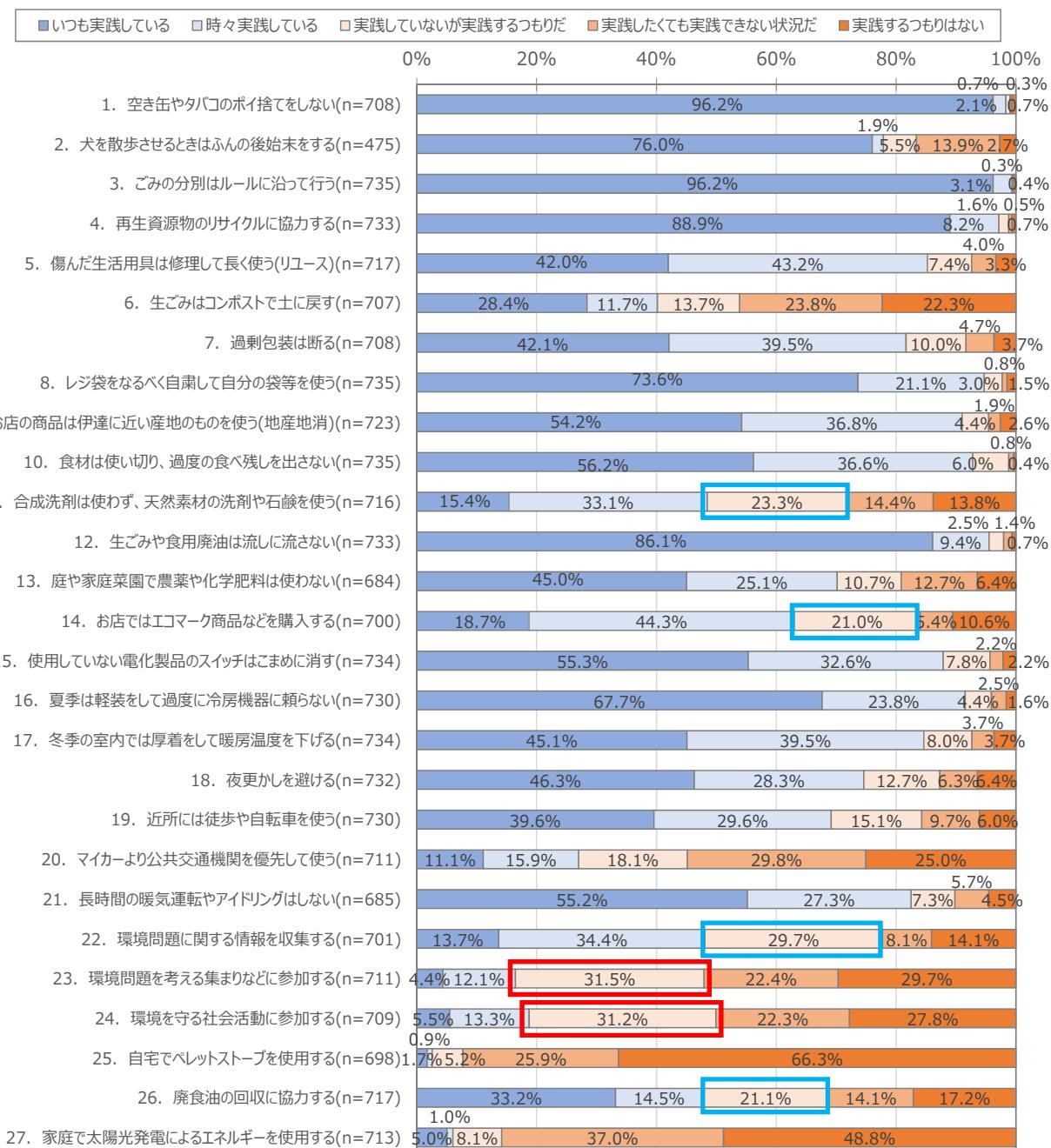


図 20 各取り組みの、実践度合い SA

④計画への反映

環境基本計画で扱うテーマに対して、市民意向調査での関心度、重要度・満足度などの結果は、以下のように整理できます。



図 21 市民意向の計画への反映

3. 前計画の検証（要点抜粋）

前計画の具体的な取り組みについて、施策評価を行い、今後の施策の方向性を整理しました。

基本的な施策は、継続していくことが望ましいと言えますが、市民ニーズや実現可能性等を考慮し赤字で示した内容については、一部もしくは全面的な見直しを図る必要があります。

A 資源循環

・ 3Rに関する取組	C	継続	定量
・ 不用品ダイヤル市	--	継続	定性
・ 古紙・再生紙の使用	--	全面的に見直し	定性
・ 堆肥センター、有機物再資源化センター事業	B	継続	定量
・ BDF（バイオディーゼル燃料）	C	全面的に見直し	定量
・ 農業用廃プラスチックのリサイクル	B	継続	定量
・ 産業廃棄物処理施設に関する協定書	--	継続	定性
・ 産業廃棄物のリサイクル	A	継続	定量
・ 下水道汚泥の有効利用	B	一部見直し継続	定量
・ ペットボトル再生品の調達	--	継続	定性
・ ごみの適正排出と不法投棄防止	B	継続	定量

B 生活環境

・ 大気環境測定	B	継続	定量
・ ゴミの野外焼却、悪臭苦情の対応	B	継続	定量
・ 河川、海域水質測定	B	継続	定量
・ 河川等への流出防止の取組、家畜ふん尿の適正管理に関する確認、指導	--	継続	定性
・ 処理区域内の水洗化促進の取組	--	継続	定性
・ 公共下水道事業	--	継続	定性
・ 净化槽設置整備費補助金制度	--	継続	定量
・ 廃止鉱山鉱害防止事業	--	継続	定性
・ 乳幼児がいる家庭への取組	--	継続	定性
・ 家畜ふん尿の適正管理に関する確認、指導	--	継続	定性
・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ヒ素対策	B	継続	定量
・ 上水道（原水、浄水）の水質検査	--	継続	定性
・ 伊達市土づくり推進協議会事業	A	継続	定量
・ 騒音、振動測定	B	継続	定量
・ 騒音苦情の対応	B	継続	定量
・ ゴミの野外焼却、悪臭苦情の対応	B	継続	定量
・ ダイオキシン類対策	A	継続	定量
・ アスベスト対策	--	継続	定性
・ 文化財の保護と活用に関する取組	--	継続	定性
・ 空き地等の雑草等の除去依頼	B	継続	定量
・ 住環境の緑化促進	--	継続	定性
・ アダプトプログラム	B	一部見直し継続	定量
・ 「市民総ぐるみ清掃の日、空き缶ゼロの日」運動	B	継続	定量
・ 河川景観保持の取組	--	継続	定性
・ 花壇コンクール、花の種子の配布	--	継続	定性
・ 既設公園の環境整備	--	継続	定性
・ 記念樹木・保護樹木	--	継続	定性

図 22 前計画の検証結果その 1

C 生物多様性

D 自然環境

・治山・保育事業の取組	--	継続	定性
・森林育成事業	--	継続	定量
・伊達市森林整備計画	--	継続	定性
・森林の保全、育成事業	--	継続	定性
・水資源の確保	--	継続	定性
・回遊魚遡上への配慮	--	継続	定性

E 地球温暖化

・伊達市職員元気あつぱー	B	継続	定量
・環境家計簿	C	一部見直し継続	定量
・カーボン・オフセット（ペレットボイラーのコクレ）	--	継続	定性
・ベジファーストプロジェクト	--	継続	定性

F エネルギー

・全廻的な取組（省エネ行動、設備の導入）	評価なし	継続	定性
・LED防犯灯の導入促進	B	継続	定量
・木質ペレット消費拡大の取組	--	一部見直し継続	定性
・二酸化炭素排出量削減の取組	B	継続	定量
・公共施設へのペレットストーブ、ペレットボイラー導入	--	一部見直し継続	定量
・木質ペレットストーブ等の導入促進	B	一部見直し継続	定量
・小型風力発電設備に関するガイドライン	--	継続	定性
・伊達市次世代エネルギーパーク	C	一部見直し継続	定量
・クリーンエネルギー自動車	--	継続	定性
・地中熱利用システム実証実験	--	一部見直し継続	定性

G 環境学習

・生涯学習推進事業における…	--	継続	定性
・こども工コ川柳	B	継続	定量
・各学校等における環境保全等の取組	--	継続	定性
・樹勢回復講習会	--	継続	定量
・市民活動への支援	--	継続	定性

図 23 前計画の検証結果その 2

4. 市民との意見交換

(1) 生活環境に関する意見

テーマ	内容	提出意見
再使用、再利用の推進	・マイ箸がブームになった時期があったが定着しなかった。身近にできる取組に関心をもって自分ごと化していくことが重要だと思います。	団体意見
ごみの分別	・プラスチックごみなども可燃ごみとして扱っているなど、ごみの分別が他のまちに比べて細分化されていないと思います。 ・ごみ問題は、小さい行動の積み重ねでいぶん良くなると思います。	団体意見

(2) 自然環境に関する意見

テーマ	内容	提出意見
生物多様性の理解向上	・伊達市の生態系を把握し、保全すべきエリアの明確な線引きをすることを第3次計画に掲げるべきだと思います。 ・有珠山、有珠地区（海岸、海、善光寺などの森林）、長流川、谷藤川渓谷、東山山系、大滝エリアでの保全施策が急務だと思います。	団体意見
外来種	・昔はニホンザリガニがよく見られましたが、最近ではウチダザリガニがかなり繁殖しているようでよく見かけます。	環境審議会
マイクロプラスチック	・海洋汚染プラスチックが問題となっているため、まだゴミが大きなうちに取り除く海浜清掃などを進めるよう関与してほしい。	団体意見

(3) 地球環境に関する意見

テーマ	内容	提出意見
CO ₂ 排出量の把握	・市民のCO ₂ 削減の取組を進めるため、実生活の中で○○をするとCO ₂ をこれ位削減できます、というような分かりやすいもの載せてほしい。 ・環境家計簿は有効な取組だと思うため、事業所も含めて継続してほしい。 ・全公共施設のCO ₂ 排出量の実績を一覧表として示してほしい。	環境審議会 団体意見
木質ペレット	・木質ペレットについて、最近は補助金も無くなり、木質ペレットストーブの導入推進も停滞しているようだが、今後の事業の方向性が気になります。	環境審議会
太陽光パネルの廃棄	・耐用年数を過ぎた太陽光発電のパネルの処分、廃棄のルールに関する取り決めがあるかどうか調べてほしい。将来的に撤退したとき、そのまま放置されれば不法投棄となるのではないかと思います。	環境審議会

(4) 環境学習に関する意見

テーマ	内容	提出意見
情報発信	・審議会用資料は情報量が多いので字が小さく読みにくいため、市民に見せる用の資料はもっと見易く理解しやすいものとしてほしい。 ・広報など誌面での情報発信に加えて、SNS等を活用した情報発信も行うと良いと思います。 ・環境問題は分からないことが多いため、分かりやすい情報発信をしてほしいと思います。	環境審議会 団体意見
アンケート調査・意見交換	・アンケートで「子どもから高齢者が安心して暮らせるまち」とあるが、内容が抽象的で分かりづらいため、今後行うことがあれば具体的にする方が良い。 ・同じ伊達市だが、大滝区との距離が縮まっている感じじるため、そういう方々との意見交換ができるればと思います。	環境審議会 団体意見
環境教育	・環境教育については、子供だけでなく、大人の生涯教育の内容にもしっかりと組み込んでほしい。	団体意見

5. 計画策定のポイント

(1) 施策体系の見直し

施策体系は、前計画同様に、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の枠組みで整理しますが、よりわかりやすくすっきりとした内容にできるよう、その中で扱う内容を、「地球温暖化」や「エネルギー」、「生物多様性」、「自然環境」など、テーマ毎にまとめる形で見直します。

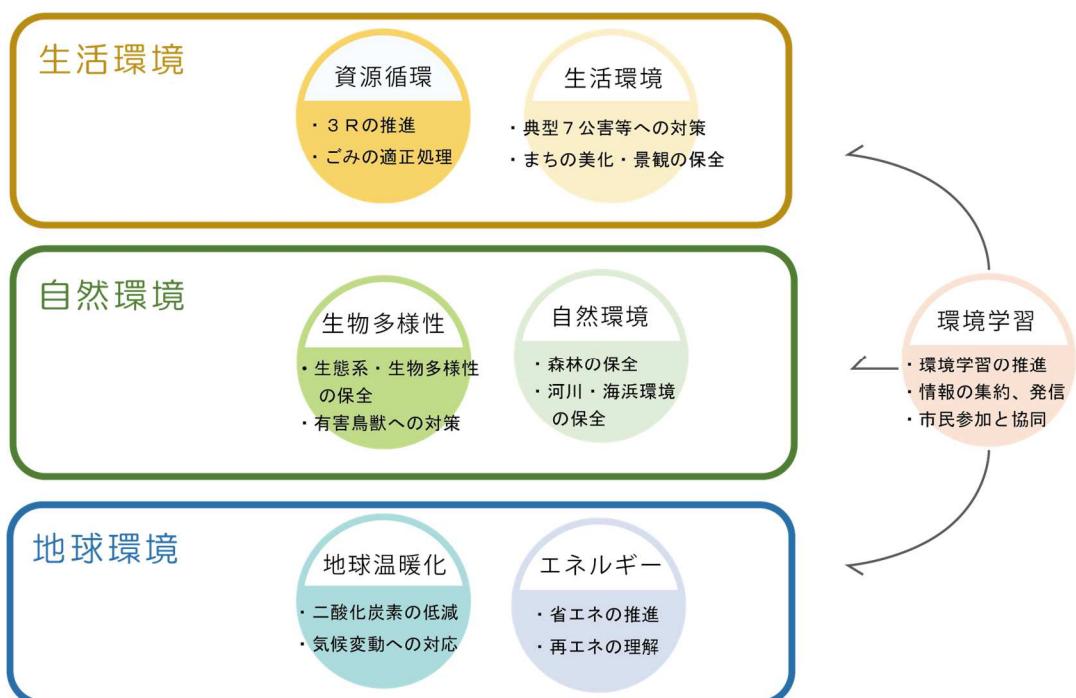


図 24 施策体系の枠組みと扱うテーマ

(2) 取り組みに達成状況の見える化

本市では、環境基本計画で位置付けた施策による具体的な取組の状況を定期的に公表していますが、第2次伊達市環境基本計画では行動目標とすることとしていたため、定性的評価となり、定量的な評価がしにくいものが多く含まれていました（図23、図25参照）。

取り組みの進捗・達成状況をよりわかりやすく見える化する、評価しやすくするという意図から、評価指標は極力、定量的なものへと見直します。

A 資源循環		C	継続	定量
・3Rに関する取組		--	継続	定性
・不用品ダイヤル市		--	継続	定性
・古紙・再生紙の使用		--	全面的に見直し	定量
・堆肥センター、有機物再資源化センター事業		B	継続	定量
・BDF（バイオディーゼル燃料）		C	全面的に見直し	定量
・農業用廃プラスチックのリサイクル		B	継続	定量
・産業廃棄物処理施設に関する協定書		--	継続	定性
・産業廃棄物のリサイクル		A	継続	定量
・下水道汚泥の有効利用		B	一部見直し継続	定量
・ペットボトル再生品の調達		--	継続	定性
・ごみの適正排出と不法投棄防止		B	継続	定量

図 25 前計画の検証結果（一部抜粋）

(3) 市民意向や社会動向を踏まえた施策のメリハリ

本計画で取り扱う環境問題は、計画の範囲（図3、図26参照）でお示ししたように、テーマが幅広く多岐に渡るとともに、問題の内容によっては、市民レベルで取り組める内容から、国や世界レベルで取り組まなければならないものまであります。

そのなか、市民の環境問題に関心のある分野は、地球温暖化・気候の変動やエネルギー、廃棄物や清掃・美化などが挙げられます。重要度が高く満足度が低い「重点改善分野」や重要度が高く満足度も高い「重点維持分野」は、循環資源や生活環境に関するものが占めているなど、そのような市民のニーズを本計画に適切に反映していく必要があります。

人口減少や少子高齢化の進行、行財政の逼迫が顕在化する中、限られた人材・財源を有効に活かしていくためにも、重要な施策をしっかりと見極め、取り組みを推進していきます。

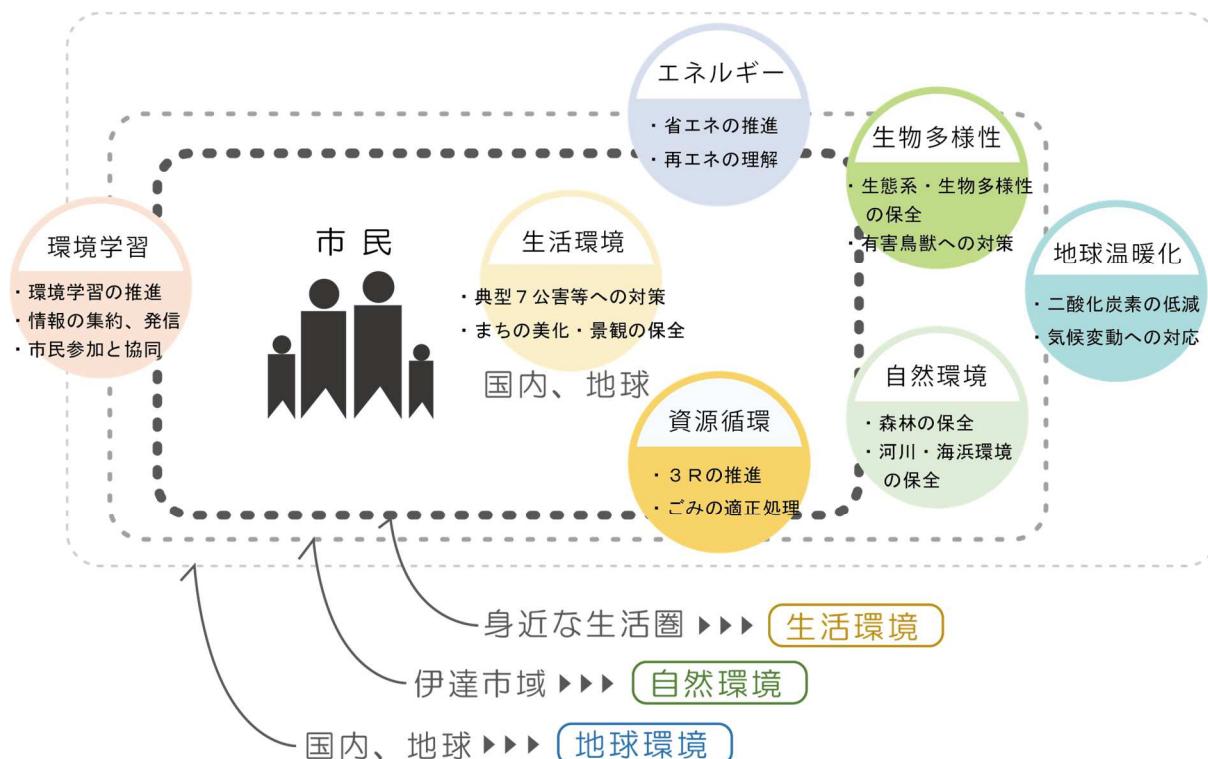


図26 計画の範囲（再掲）

4. 計画の目指すべき方向

1. 将来像

第2次伊達市環境基本計画では、第1次伊達市環境基本計画から継承した「環境配慮優先社会」の理念をもとに、その将来像を『ともに学び、環境への配慮が優先されるエコシティだてーはじめよう、環境を知ること、行動すること、続けること！ー』として、基本目標や施策を体系化し取り組みを行ってきました。

その成果として、先に実施した市民アンケート調査の結果から環境について関心のある分野や改善するべき分野が、また、第2次伊達市環境基本計画の総括から各施策における評価や今後の方向性が見えてきました。

本計画では、これらを踏まえながら、上位計画である第7次伊達市総合計画との整合性や市民意見などを適切に反映していくことが重要になるため、「これまでの環境配慮行動を見直し、継続可能な取り組みを行うとともに、新たな気づきと行動でより良い環境が実感できる豊かな生活を送れること」を期待し、その将来像を下記のように定めました。

環境配慮を通じて、
豊かさを実感できるエコシティだて
ー続けよう、ともに学び、行動すること！ー

2. 基本目標及び施策の体系

前頁「5. 計画策定のポイント」で前述したとおり、施策体系は、前計画同様に「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の枠組みで整理しますが、よりわかりやすく、かつテーマごとの内容で整理できるように見直します。

なお、第2次伊達市環境基本計画では、取り組み内容の重複や掲載箇所の散らばりがあったことや、行動目標による定性評価であったため達成状況が評価しづらい項目があったことから、本計画では、個別の施策を可能な限り統合し、数値目標の設定ができそうな施策については可能な限り定量評価に転換します。また、定性評価となる施策については、達成状況の目安を定めることで『10年後も評価しやすく、シンプルで分かり易いもの』にすることや、施策については、基本的な項目を押さえながら身近なところから着実に取り組めるものとして、『環境トレンドに詳しくない市民でも理解でき、親しみ易いもの』ということに留意して検討整理を行いました。

【将来像】環境配慮を通じて、豊かさを実感できるエコシティだて

生活環境への気付きと調和

A : 資源循環（持続可能な社会の構築）

A-1 : 3R推進で資源の節約と持続可能な社会を構築しよう

- ・3Rの推進と普及啓発
- ・産業廃棄物等のリサイクル、有効活用

A-2 : ごみの適正処理で住み良いまちづくりに努めよう

- ・ごみの分別や出し方ルールの啓発
- ・野焼き、不法投棄防止

B : 生活環境

B-1 : 典型7公害等の対策により環境負荷の低減に努めよう

- ・環境測定の実施と環境基準の達成
- ・地下水測定、利用に関する啓発
- ・下水道、浄化槽の整備普及

B-2 : 地域パートナーシップでまちの美化・景観保全に努めよう

- ・都市景観の保全と緑化活動の普及推進、歴史・文化的資源の保護
- ・地域環境美化活動の普及、推進
- ・空き家対策

自然環境への理解と共生

C : 生物多様性

C-1 : 自然環境への関心を深め生態系・生物多様性の保全に努めよう

- ・生物多様性に関する意識醸成
- ・環境緑地の維持と良好な自然景観地の保護

C-2 : 有害鳥獣による人的・農林水産業への被害防止に努めよう

- ・ヒグマ等による人身被害防止
- ・エゾシカやアライグマ等による農作物被害防止、駆除

D : 自然環境

D-1 : 森林保全により良好な自然との共生を保ち四季を楽しもう

- ・森林の保全
- ・記念樹木、保護樹木の維持管理

D-2 : 河川・海浜環境保全を通じ自然と生活のつながりを確かめよう

- ・河川環境の保全
- ・海浜環境の保全

地球環境への配慮と行動

E : 地球温暖化（低炭素社会の構築）

E-1 : 二酸化炭素排出を低減する行動で地球温暖化の緩和に努めよう

- ・CO₂排出削減推進と普及啓発
- ・地産地消による地域内資源循環

E-2 : 気候変動の影響に対応した行動で地球温暖化への適応に努めよう

- ・気候変動対策気象災害時（集中豪雨等）行動や猛暑時等の健康管理の啓発

F : エネルギー

F-1 : エネルギーの使い方を見直して限りある資源を大切にしよう

- ・省エネルギー推進と普及啓発
- ・公共施設等における省エネルギー設備の検討（導入）

F-2 : エネルギー問題を学習して再生可能エネルギーの理解を深めよう

- ・公共施設等における再生可能エネルギー設備の検討（導入）
- ・再生可能エネルギーに関する調査研究、啓発

G : 環境学習

・環境家計簿

・広報紙やホームページ、SNS等を利用した情報発信（環境省「COOL CHOICE」等、省エネ行動、再エネ行動、原子力事業等に関する情報、次世代エネルギーパーク事業）

・各学校における環境教育・学習の推進

・広報紙やホームページ、SNS等を利用した情報発信（生物多様性などに関する情報、海洋汚染（マイクロプラスチック）に関する情報）

・「市民総ぐるみ清掃の日、空き缶ゼロの日」運動

・アダプトプログラム

・広報紙やホームページ、SNS等を利用した情報発信（ごみ減量やりサイクル、分別や出し方に関する情報）

図 27 施策の体系

5. 分野別の施策方針

基本目標1：生活環境への気付きと調和

(1) 現状

我が国では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法などに基づき、各種公害対策が講じられています。また、循環型社会形成推進基本法などに基づいて、3R[※]の推進など循環型社会の形成、資源の有効利用を目指した取り組みが進められています。

さらに、景観緑三法[※]に基づいて、自然と調和した美しい国土の整備と次世代への継承を目指した良好な景観形成に取り組むなど、私たちの身近な生活環境を良好に維持するための取り組みが、様々な形で進められています。

本市においても、水資源保全地域の指定や各種公害対策に関する法律に基づく大気、水質、騒音、振動などの各種計測を行っており、概ね基準を満たしている状況を維持しています。

資源の有効活用については、古紙回収、使用済み小型家電回収、リサイクル家具の回収、自治会などへの集団回収に対する助成を行うなど、各種取組を展開しているところです。

しかし、家庭ごみの1人1日あたりの排出量は2016年度（平成28年度）まで微増傾向にあり、事業系ごみ量などを含む排出ごみ処理量は増加傾向にあります。

まちの美化・景観を維持するための取組として、毎年春と秋に「市民総ぐるみ清掃の日、空き缶ゼロの日」運動等の展開や、川沿いの自治会が長流川や気門別川などの河川敷の清掃を行ってきました。

市民意向調査結果より、これらのごみ・廃棄物やまちの清掃・美化については、市民関心度の高い項目となっており、大気、水質、騒音、振動なども含め、生活環境の保全は市民の重要度が高い項目になっています。

(2) 課題

このような現状を踏まえ、今後も継続的に大気、水質、騒音、振動などの各種計測を行い、市民が安心して暮らせる環境を維持できているか適切に監視していくとともに、ごみの減量や分別、再利用をより推進していくための取組を行っていくことが重要となります。

さらに、市民のより一層の美化意識、公共マナーの向上につながる取組を推進していくことが不可欠となります。

* 3R：ごみの減量やリサイクルの促進へ向けて定式化された行動目標を表す標語です。発生抑制(reduce、買う量や使う量を減らすこと)、再使用(reuse、使えるものは繰り返し使うこと)、再生利用(recycle、再び資源として活用すること)の英語の頭文字に由来しています。

* 景観緑三法：2004年（平成16年）に成立した景観法、景観法施行関係整備法、都市緑地法のことです。景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を規定しており、景観についての総合的な法律となっています。

(3) 関連指標

指標① ごみ排出量及びリサイクル率

【現状】1人1日当たりのごみ排出量：1,028g（家庭系：532g／事業系：496g）
リサイクル率：17.0%

【目標】現状ごみ排出量の10%減（925g）を目指す（家庭系：479g／事業系：446g）
現状リサイクル率のパーセンテージ向上を目指す

【評価方法】数値目標への評価（定量評価）

指標② 市民アンケートにおけるより良い環境づくりのために実践している取組

項目「3R推進・地域環境美化行動関連」実践度「いつも実践している」

【現状】市民アンケート結果（平成30年1月実施）

「空き缶やタバコのポイ捨てをしない」	: 96.2%
「犬を散歩させるときはふんの後始末をする」	: 76.0%
「ごみの分別はルールに沿って行う」	: 96.2%
「再生資源物のリサイクルに協力する」	: 88.9%
「傷んだ生活用具は修理して長く使う」	: 42.0%

【目標】現状パーセンテージの向上、または維持を目指す

【評価方法】数値目標への評価（定量評価）

指標③ 環境測定結果

【現状】大気：基準超過0件／水質：(健康項目)基準超過0件（生活項目）超過あり
騒音：基準超過0件／振動：基準超過0件（※いずれも平成29年度末時点）

【目標】環境基準^{*}超過件数0件

【評価方法】数値目標への評価（定量評価）

【参考】

指標①：現状ごみ排出量の算定内訳

・家庭系ごみ量 - (生ごみ回収+再生資源回収+集団回収+紙類回収+小型家電回収) ÷人口 ÷ 365 日 × 10⁶ g

$$9,071 \text{ t}^{*1} - (715 \text{ t} + 401 \text{ t} + 696 \text{ t} + 538 \text{ t} + 12 \text{ t}) \div 34,579 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 1,000,000 \text{ g} = 532 \text{ g}$$

・事業系ごみ量 - 生ごみ回収 ÷ 人口 ÷ 365 日 × 10⁶ g

$$6,650 \text{ t}^{*2} - 387 \text{ t} \div 34,579 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 1,000,000 \text{ g} = 496 \text{ g}$$

・合計 1,028g (=家庭系+事業系) (平成29年度実績/災害由来の廃棄物含む/少数点以下四捨五入)

*1 可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+生ごみ+再生資源物回収+集団回収+紙類回収+小型家電回収の合計

*2 可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+生ごみの合計

指標①：現状リサイクル率の算定内訳

・(生ごみ回収+再生資源回収+集団回収+紙類回収+小型家電回収+中間処理施設再資源化) ÷ごみ排出量総合計
 $(1,102 \text{ t} + 401 \text{ t} + 696 \text{ t} + 538 \text{ t} + 12 \text{ t} + 2 \text{ t}) \div 15,721 \text{ t} \times 100\% = 17.0\%$

(平成29年度実績/災害由来の廃棄物含む/少数点以下四捨五入)

* 環境基準：「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基本法第16条）として定められたもので、現在は大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壤汚染について基準が定められています。

(4) 施策の体系と市民意向や第2次環境基本計画の総括等との相関性

基本目標1：生活環境への気付きと調和

	市民意向	第2次計画の総括	提出意見	総合計画関係
A : 資源循環（持続可能な社会の構築）				
A-1 : 3R推進で資源の節約と持続可能な社会を構築しよう	関心高い			施策 040206
・3Rの推進と普及啓発	重点維持	C 継続	交	施策 040206
・産業廃棄物等のリサイクル、有効活用		B 継続		
A-2 : ごみの適正処理で住み良いまちづくりに努めよう	関心高い			
・ごみの分別や出し方ルールの啓発	重点維持		交	施策 040204
・野焼き、不法投棄防止	重点維持	B 継続		
B : 生活環境				
B-1 : 典型7公害等の対策により環境負荷の低減に努めよう				
・環境測定の実施と環境基準の達成	重点維持	B 継続		
・地下水測定、利用に関する啓発	重点維持	- 継続		
・下水道、浄化槽の整備普及	重点維持	- 継続		施策 040202
B-2 : 地域パートナーシップでまちの美化・景観保全に努めよう	関心高い			
・都市景観の保全と緑化活動の普及推進、歴史・文化的資源の保護		- 継続		
・地域環境美化活動の普及、推進	重点改善			施策 040204
・空き家対策	重点改善			
G : 環境学習（情報・行動）				
・「市民総ぐるみ清掃の日、空き缶ゼロの日」運動				施策 0502
・アダプトプログラム		B 継続	交	
・広報紙やホームページ、SNS等を利用した情報発信		B 見直継続	交	施策 050302

提出意見の凡例：  環境審議会  環境白書  関係団体意見交換

A 資源循環（持続可能な社会の構築）

施策方針 A-1 3R 推進で資源の節約と持続可能な社会を構築しよう

● 3 R の推進と普及啓発

【行動目標】ごみの発生抑制（Reduce : リデュース）、製品の再使用（Reuse : リユース）、資源の再利用（Recycle : リサイクル）の推進や必要な支援などに努めます。

【主な取組】あおぞらフリーマーケット、家庭用使用済み小型家電の回収、不用品ダイヤル市、市職員向けペットボトル再生品による物資の調達、広報紙やホームページ、SNS 等による 3 R に関する情報発信、周知など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】市民課、環境衛生課、職員法制課



● 産業廃棄物等のリサイクル、有効活用

【行動目標】産業廃棄物の再資源化や資源の有効活用に努めます。

【主な取組】農業用廃プラスチックの回収、公共工事時の再生骨材コンクリート、再生アスファルト合材等の使用、下水道汚泥の再利用など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】農務課、環境衛生課、建設課



A 資源循環（持続可能な社会の構築）

施策方針 A-2 ごみの適正処理で住み良いまちづくりに努めよう

●ごみの分別や出し方ルールの啓発

【行動目標】廃棄物の不適正排出抑制のため、正しい分別や出し方について啓発を行います。

【主な取組】ごみの分け方と出し方パンフレット・ごみ収集カレンダーの作成・配布、広報紙やホームページ、SNS 等によるごみ出しルールに関する情報発信、周知など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】環境衛生課



●野焼き、不法投棄の防止

【行動目標】廃棄物の不適正処理や不法投棄防止に努めます。

【主な取組】環境パトロール（市内巡回・指導）、事業所協力による車両用ボディパネル（不法投棄防止）の装着など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】環境衛生課



【市民・事業者の主な役割】---A 資源循環

短時間でごみとなる可能性が高いことを予想できるものを買わない、もらわないことによるごみの排出抑制「リデュース」、リターナブル容器（詰め替え商品）など環境負荷の低い商品を選択し、繰り返し使う「リユース」、再生資源物回収への協力やリサイクル製品の選択による資源の再生利用「リサイクル」の 3 R 運動を家庭や事業活動において努めるとともに、適正なごみの分別と処理について理解を深め、不法投棄を防止しましょう。

B 生活環境

施策方針 B-1 典型7公害等の対策により環境負荷の低減に努めよう

●環境測定の実施と環境基準の達成

【行動目標】環境基本法に定める環境基準の保持や事業所と締結する公害防止協定の遵守に努めます。

【主な取組】各分野における環境測定の実施（大気・水質・騒音・振動）、基準値超過への改善策に向けた対応、公害防止協定に基づく事業所測定、有害化学物質の監視・対策など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】環境衛生課

●地下水測定、利用に関する啓発

【行動目標】飲用井戸使用者を対象とした水質検査を行うとともに、必要に応じて勧奨や指導を行います。

【主な取組】硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ヒ素の測定や乳幼児世帯への井戸使用の確認、エキノコックス症検診の勧奨など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】健康推進課、環境衛生課



●下水道、浄化槽の整備普及

【行動目標】河川流域の水質汚濁を防止するため、下水道の計画的整備や処理区域内の水洗化促進、区域外の合併処理浄化槽※の設置整備を推進します。

【主な取組】公共下水道処理区域内の下水道未接続者への接続普及啓発、水洗便所改造等賃金貸付事業、浄化槽設置整備費補助事業など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】環境衛生課、下水道課

* 合併処理浄化槽：公共下水道の未整備地域などで、各家庭に取り付ける污水処理装置です。トイレの汚水だけではなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理できます。

B 生活環境

施策方針 B-2 地域パートナーシップでまちの美化・景観保全に努めよう

●都市景観の保全と緑化活動の普及推進、歴史・文化的資源の保護

【行動目標】伊達市都市計画マスタープランに基づく都市景観の形成に努めるとともに、地域開発や建設工事時の事前協議による遺跡等文化財の保護などに努めます。

【主な取組】花だんコンクール、花の種子配布、緑化キャンペーン（緑の募金など）、開発・造成行為時の緑地の確保推進、既設公園の環境整備、埋蔵文化財包蔵地の保護、北黄金貝塚の保存と活用、その他活動への支援など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】総務課、都市住宅課、生涯学習課



●地域環境美化活動の普及、推進

【行動目標】伊達市環境美化条例等に基づき、安全で快適な生活環境の整備に努め、清潔で美しいまちづくりを目指します。

【主な取組】ごみのポイ捨て禁止の啓発、空き地等の繁茂雑草や枝の張り出し等の処理依頼、ペット飼養者へのマナー啓発（野良猫対策を含む）、スズメバチ等の巣駆除の受付、「市民総ぐるみ清掃の日、空き缶ゼロの日」運動、アダプトプログラムなど

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】環境衛生課

●空き家対策

【行動目標】関係機関と連携し、空き家問題の解消や定住の促進に努めます。

【主な取組】空き家の実態調査や活用意向調査、空き家バンク「すみか」事業

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】都市住宅課

【市民・事業者の主な役割】---B 生活環境

日常生活において、周辺環境に配慮した排ガスや排水、生活音の発生やペットの飼育に努めたり、使用する井戸水の定期的な水質検査を受検しましょう。事業所においては、市民の安全・安心と環境に配慮する事業活動に努めましょう。また、ともに清掃活動を通してきれいなまちづくりに参加しましょう。

基本目標2：自然環境への理解と共生

(1) 現状

国が示した「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、我が国の自然共生社会の実現に向けたロードマップとしての役割を担うとともに、地方自治体が地域の自然社会的条件に応じたきめ細かな取り組みを進めていくことの重要性が記されています。

本市では、温暖な気候に恵まれて植物の種類も豊かなことから、生息している動物の種類も豊かであると言われており、長流川の流域では、多種多様の野鳥が確認されるとともに、シベリアからの渡り鳥の飛来地となっています。

また、長流川の源流域では食物連鎖の頂点に立つヒグマやエゾシカなどが生息しており、河口付近でオジロワシが確認されています。一方、アライグマやエゾシカ、カラスなどによる、森林立木や農作物などの被害も依然として続いている状況といえます。

森林面積は、32,096ha（伊達市森林整備計画書）と総面積の約72%を占めています。

森林は、水源涵養※をはじめ、自然生態系の維持、国土の保全、快適な生活環境、木材生産など多様な機能を有しており、本市では、間伐や下草刈りによる維持管理を行ってきました。

河川は100本を超える中小河川が本市を流れしており、水道用水をはじめ、農業用水、そして自然に触れ合う親水空間など、多様な役割を担っており、また、過去に河川氾濫など自然災害が発生した経緯から、災害復旧、防災、治水の観点から河川の整備が進められてきました。

(2) 課題

このような現状を踏まえ、今後も森林や水辺環境の適切な維持管理を継続していくとともに、希少動植物の生息生育域の調査などによる状況の把握を行い、適切な保全対策を講じていく必要があります。

また、外来種※や有害鳥獣への対策についても近隣市町村などとも連携を図りながら取組を進めていくことになりますが、いずれも専門的知見を要する分野であり、国や北海道へ働きかけを行うなど関係機関との役割分担を明確にしながら有効な対策を検討し、講じることが重要となります。

※ 水源涵養：森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化させて流量を安定させる機能のことです。雨水が森林土壌を通過するので水質の浄化にもつながります。

※ 外来種：人の手によって、もともと生息していなかった場所へ移送された生物（動物、昆虫、植物などすべての分類群）のことで、在来種や生態系に影響を及ぼすとして問題となっています。国内の在来種でも、分布域外に移動した場合、国内由来の外来種として影響する可能性があるため、注意が必要となります。

(3) 関連指標

指標① 自然環境に関する情報の発信

【現 状】 未着手

【目 標】 (仮称) 自然環境情報マップを作成する

【評価方法】 行動目標への評価（定性評価）

指標② 森林面積

【現 状】 32,096ha

※上記のうち市有林:2,293ha／市有林を除く民有林:11,364ha(伊達市森林整備計画書)

【目 標】 現状数値の維持を目指す

【評価方法】 数値目標への評価（定量評価）

指標③ 市民アンケートにおける環境評価項目「川の水がきれい、ごみが少ない」満足度

【現 状】 市民アンケート結果（平成 30 年 1 月実施）：35.51%

【目 標】 現状パーセンテージの向上を目指す

【評価方法】 数値目標への評価（定量評価）

(4) 施策の体系と市民意向や第2次環境基本計画の総括等との相関性

基本目標2：自然環境への理解と共生

C：生物多様性

C-1：自然環境への関心を深め生態系・生物多様性の保全に努めよう	市民意向	第2次計画の総括	提出意見	総合計画関係
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する意識醸成 ・環境緑地の維持と良好な自然景観地の保護 		- 継続		施策 040204 ☒
<ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ等による人身被害防止（痕跡、目撃情報等への対応） ・エゾシカやアライグマ等による農作物被害防止、駆除 				

D：自然環境

D-1：森林保全により良好な自然との共生を保ち四季を楽しもう	市民意向	第2次計画の総括	提出意見	総合計画関係
<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境の保全 ・記念樹木、保護樹木の維持管理 		- 継続		施策 010202 ☒
<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の保全 ・海浜環境の保全 	改 善	- 継続	- 継続	☒

G：環境学習（情報・行動）

G-1：各学校における環境教育・学習の推進	市民意向	第2次計画の総括	提出意見	総合計画関係
<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における環境教育・学習の推進 ・広報紙やホームページ、SNS等を利用した情報発信 		- 継続	白 ☒	施策 050302 白 ☒

提出意見の凡例：
審 環境審議会 白 環境白書 交 関係団体意見交換

C 生物多様性

施策方針 C-1 自然環境への関心を深め生態系・生物多様性の保全に努めよう

●生物多様性に関する意識醸成

【行動目標】自然環境における生物多様性の持つ役割等について、市民への情報発信により意識の醸成に努めます。

【主な取組】鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域の維持、外来種に関する情報や知見の収集、学校の特色を生かした環境教育の実施、広報紙やホームページ、SNS 等による生物多様性などに関する情報発信、周知など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】環境衛生課、学校教育課（指導室）

●環境緑地の維持と良好な自然景観地の保護

【行動目標】北海道や府内関係部課と連携し、指定区域内の保全に努めます。

【主な取組】環境緑地保護地区（自然景観保護地区）、自然公園の保全

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】環境衛生課、都市住宅課



C 生物多様性

施策方針 C-2 有害鳥獣による人的・農林水産業への被害防止に努めよう

●ヒグマ等による人身被害防止

【行動目標】ヒグマ等の人的被害の可能性がある有害鳥獣の発見時の対応の迅速化に努め、被害件数ゼロを目指します。

【主な取組】自治会等への情報提供や関係機関との連携、ホームページ、SNS等による痕跡、目撃情報の周知、注意喚起など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】環境衛生課、地域振興課



●エゾシカやアライグマ等による農作物被害防止、駆除

【行動目標】関係機関と連携し、農作物などの食害の低減に努めます。

【主な取組】侵入防止柵整備事業、箱わな等による捕獲・駆除、ライトセンサス調査・狩猟（わな猟）免許講習会の支援など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】農務課、環境衛生課



【市民・事業者の主な役割】---C 生物多様性

ペットや外来種を自然に帰さないようにするとともに、学習会などを通じて自然生態系への理解を深めましょう。家庭菜園や農作物が野生動物の被害に遭わないよう対策の検討に努めましょう。また、入山する際は、野生動物との遭遇の可能性を考慮し、装備や対処法について事前に準備しましょう。

D 自然環境

施策方針 D-1 森林保全により良好な自然との共生を保ち四季を楽しもう

●森林環境の保全

【行動目標】伊達市森林整備計画に基づき、水源涵養機能の維持や森林整備・育成などに努めます。

【主な取組】除間伐・下刈事業、鳥獣等による食害の防止、病害虫の防除、火災予防の啓発、その他支援など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】水産林務課

●記念樹木、保護樹木の維持管理

【行動目標】市民や北海道と協力し、樹木や周辺環境の保全に努めます。

【主な取組】樹木医立会いによる枝の剪定作業、落葉清掃、その他清掃美化活動、支援など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】生涯学習課



D 自然環境

施策方針 D-2 河川・海浜環境保全を通じ自然と生活のつながりを確かめよう

●河川環境の保全

【行動目標】市民や事業者と協力し、良好な河川環境の保持に努めます。

【主な取組】治水整備における最適な工法の検討、回遊魚遡上の配慮、草刈清掃や清掃美化活動、その他支援など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】建設課、環境衛生課

●海浜環境の保全

【行動目標】市民や事業者と協力し、良好な海浜環境の保持に努めます。

【主な取組】清掃美化活動や支援、広報紙やホームページ、SNS等による海洋汚染（マイクロプラスチック）に関する情報発信、周知など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】各海岸管理課、環境衛生課

【市民・事業者の主な役割】---D 自然環境

自然観察会や野外レクリエーション、清掃美化活動などの行事による自然と触れ合う機会を体験して、身近な自然環境の確認や認識に努めましょう。事業活動においては、自然環境に負担を掛けない工法、工程の検討や導入に努めましょう。

基本目標3：地球環境への配慮と行動

（1）現状

地球温暖化を起因とした気候変動により、強力な台風や局地的な短時間豪雨、極端な高温などの異常気象が各地で発生しており、それらの影響の拡大が深刻化しています。こうした中、2015年（平成27年）に開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議に（COP21）」において、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指す「パリ協定」が採択され、我が国は、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度（平成25年度）比で26%削減することを目標に取組を進めています。

地球温暖化と密接に関わるエネルギーについて見てみると、国内におけるエネルギー自給率は、2016年度（平成28年度）で8.4%となっており、海外から輸入している石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料に大きく依存している状況となっています。

また、モータリゼーションの進展により、車に依存したライフスタイルが一般的となり、便利さを享受した一方で、温室効果ガス排出による地球温暖化をはじめ、排気ガスによる公害や交通渋滞、騒音など様々な社会問題が顕在化しています。

本市においては、そのような状況を踏まえ、マイカー通勤から歩行や自転車利用に切り替える「伊達市職員元気あっぷデー」の取組や、防犯灯を電力消費量の少ないLED灯への交換、太陽光発電や木質ペレットなど再生可能エネルギーの利用を進めてきたところですが、2015年度（平成27年度）の伊達市の部門別CO₂排出量推計値では、31万トンとの結果となり、年々上昇を続けている状況となっています。

（2）課題

地球温暖化問題が深刻化するなか、持続可能な低炭素地域を構築していくためには、市民一人ひとりがしっかりと状況を理解し、省エネルギー・省資源型のライフスタイルに転換していくとともに、市民・事業者・市が一体となって、取組を進めていくことが重要となります。

また、資源の枯渇の恐れが少なく、温室効果ガスの排出量低減が期待できる、再生可能エネルギーの導入をより一層進めていくことが不可欠となります。

さらに、異常気象などのすでに現れている現象や長期的に避けられない影響、改善されない事象も多くあることから、適応していくための対策を講じることも重要となります。

(3) 関連指標

指標① 2013年度（平成25年度）を基準とした公共施設におけるCO₂排出量

【現状】 10,475t-CO₂ (2013年度(平成25年度)のエネルギー起源CO₂排出量)

【目標】 現状数値の減少を目指す

【評価方法】 数値目標への評価(定量評価)

※具体的な排出削減量や目標年度などは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく伊達市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)において定める。

指標② 公共施設における省エネルギー行動

【現状】 一般的な事業者(Aクラス)、エネルギー使用量(原油換算:3,936kl)

【目標】 エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく定期報告事業者クラス分け評価制度^{*}による優良事業者(Sクラス)を達成、維持する

【評価方法】 行動目標への評価(定性評価)

※努力目標である5年間平均エネルギー原単位を年1%以上低減することに対して伊達市は平成27年度に一度達成済。

指標③ 市民アンケートにおけるより良い環境づくりのために実践している取組

項目「CO₂排出削減・省エネ行動関連」実践度「いつも実践している」

【現状】 市民アンケート結果(平成30年1月実施)

「使用していない電化製品のスイッチはこまめに消す」 : 55.3%

「夏季は軽装をして過度に冷房機器に頼らない」 : 67.7%

「冬季の室内では厚着をして暖房温度を下げる」 : 45.1%

「夜更かしを避ける」 : 46.3%

「近所には歩くや自転車を使う」 : 39.6%

「マイカーより公共交通機関を優先して使う」 : 11.1%

「長時間の暖機運転やアイドリングはしない」 : 55.2%

【目標】 現状パーセンテージの向上を目指す

【評価方法】 数値目標への評価(定量評価)

* エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく定期報告事業者クラス分け評価制度：省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者へ、メリハリのある対応を実施するための評価制度です。上から順にS・A・B・Cの4段階のクラスがあり、Sは省エネが優良事業者、Aは一般的な事業者、Bは省エネが停滞している事業者、Cは注意を要する事業者となっています。

(4) 施策の体系と市民意向や第2次環境基本計画の総括等との相関性

基本目標3：地球環境への配慮と行動

E：地球温暖化（低炭素社会の構築）

E-1：二酸化炭素排出を低減する行動で地球温暖化の緩和に努めよう

- ・CO₂排出削減推進と普及啓発
- ・地産地消による地域内資源循環

市民意向

第2次計画の総括

提出意見

総合計画
関係

関心高い

B 継続

- 継続



施策 040205

施策 010203

E-2：気候変動の影響に対応した行動で地球温暖化への適応に努めよう

- ・気候変動対策気象災害時（集中豪雨等）行動や猛暑時等の健康管理の啓発

関心高い

F：エネルギー

F-1：エネルギーの使い方を見直して限りある資源を大切にしよう

- ・省エネルギー推進と普及啓発
- ・公共施設等における省エネルギー設備の検討（導入）

関心高い

- 継続

B 継続

施策 040205

F-2：エネルギー問題を学習して再生可能エネルギーの理解を深めよう

- ・公共施設等における再生可能エネルギー設備の検討（導入）
- ・再生可能エネルギーに関する調査研究、啓発

関心高い

B 見直し継続

- 継続



G：環境学習（情報・行動）

- ・環境家計簿
- ・広報紙やホームページ、SNS等を利用した情報発信

C 見直し継続



施策 050302

提出意見の凡例： 環境審議会 環境白書 関係団体意見交換

E 地球温暖化（低炭素社会の構築）

施策方針 E-1 二酸化炭素排出を低減する行動で地球温暖化の緩和に努めよう

●CO₂排出削減推進と普及啓発

【行動目標】 庁内 CO₂ 排出削減に向けた行動と市民、事業者への普及啓発に努めます。

【主な取組】 伊達市職員元気あっぷデー、環境家計簿、広報紙やホームページ、SNS 等による地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に関する情報発信、周知など

【評価方法】 行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】 職員法制課、環境衛生課



●地産地消による地域内資源循環

【行動目標】 地域内生産食材（伊達野菜）や資材（木質ペレット・堆肥の製造）など地域内資源の積極的採用による地産地消を推進し、輸送面などの CO₂ 排出削減に配慮します。

【主な取組】 木質ペレット事業、堆肥センター事業、有機物再資源化センター事業、地場産食材活用事業など

【評価方法】 行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】 農務課、水産林務課、商工観光課、地域振興課

E 地球温暖化（低炭素社会の構築）

施策方針 E-2 気候変動の影響に対応した行動で地球温暖化への適応に努めよう

●気候変動対策気象災害時（集中豪雨等）行動や猛暑時等の健康管理の啓発

【行動目標】国、道などをはじめとする関係機関や庁内関係部課との連携を図り、気象災害（集中豪雨等）対応や猛暑時等の健康管理の啓発に努めます。

【主な取組】防災対策や熱中症対策などの情報や知見の収集、検討や適応策の周知など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】危機管理室、健康推進課、環境衛生課

【市民・事業者の主な役割】---E 地球温暖化

低炭素建築物認定制度を視野にいれた建築整備、フロン類を使用する機器等の適正な維持管理や処理等による温室効果ガスの排出抑制や地場産品や地域内生産品の選択による地産地消に努めるとともに、環境家計簿等により二酸化炭素の排出状況の把握や排出抑制の工夫について学習を深めるなど可能なことから取り組んでみましょう。また、急激な気温上昇や集中豪雨など天候の急激な変化への対策や自然災害の発生時の避難などについて日頃から準備しておきましょう。



F エネルギー

施策方針 F-1 エネルギーの使い方を見直して限りある資源を大切にしよう

●省エネルギー推進と普及啓発

【行動目標】地球温暖化防止に資する府内省エネルギーに向けた行動と市民、事業者への普及啓発に努めます。

【主な取組】府内電気機器の節電（昼休憩時などの消灯、帰宅時におけるパソコン・プリンタ機器などの主電源オフ）、クールビズ期間中の軽装の奨励、広報紙やホームページ、SNS等による省エネルギー、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に関する情報発信、周知など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】総務課、環境衛生課



●公共施設等における省エネルギー設備の検討（導入）

【行動目標】市内公共施設等の建築（改修など）に際し、省エネルギー設備導入を視野に含めた検討、導入に努めます。

【主な取組】省エネルギー等に関する情報や知見の収集など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】各施設管理課



F エネルギー

施策方針 F-2 エネルギー問題を学習して再生可能エネルギーの理解を深めよう

●公共施設等における再生可能エネルギー設備の検討（導入）

【行動目標】市内公共施設等の建築（改修）に際し、再生可能エネルギー設備導入を視野に含めた検討、導入に努めます。

【主な取組】再生可能エネルギー等に関する情報や知見の収集など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】各施設管理課

●再生可能エネルギーに関する調査研究、啓発

【行動目標】地球温暖化防止に資する再生可能エネルギー等の調査研究や市民、事業者への情報発信により理解増進に努めます。

【主な取組】再生可能エネルギー等に関する情報や知見の収集、普及啓発の検討、広報紙やホームページ、SNS 等による再生可能エネルギーや次世代エネルギーパーク、原子力事業に関する情報発信周知など

【評価方法】行動目標への評価（定性評価）、主な取組への評価（定量評価）

【担当課】商工観光課、環境衛生課

【市民・事業者の主な役割】---F エネルギー

低電力、高効率、エコカーなど省エネ性能に配慮した製品の選択や太陽光発電設備やバイオマス設備など再生可能エネルギーの導入のほか、節電、節水やクールビズ（ウォームビズ）、エコドライブの実践、冷暖房温度の設定、目的に応じた交通手段の使い分けやメディアなどから得られた省エネアイデアの実践など身近にできる可能なことから取り組んでみましょう。

6. 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の推進主体は、市及び市民、事業者です。各主体は、伊達市環境基本条例に定める責務を果たすとともに、相互に協力・連携しながら計画を推進していくことが必要です。

伊達市環境基本条例（抜粋）

（市の責務）

第5条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

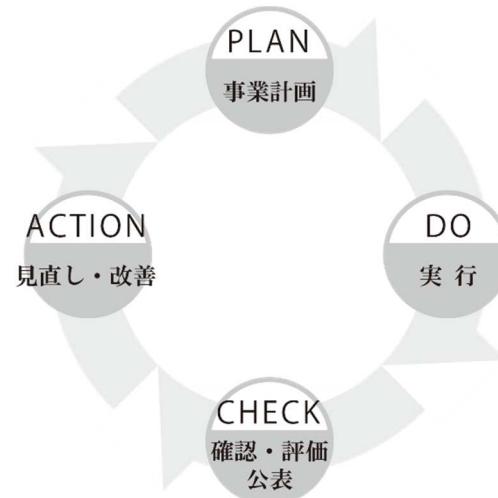
(2) 点検・評価

計画期間内の長期サイクルは PDCA サイクルが基本となります。

毎年の「環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書（以下「報告書」という）」作成と公表、意見募集を展開し、点検・評価を行っていきます。

報告書の作成時に担当課による実施施策の点検・自己評価を行います（4段階の定性評価）。

また、計画5年終了時に中間総括を行い、環境に関する市民アンケートを実施する予定です。



「Check（確認・評価・公表）」の内容

1. 報告書（第3次環境基本計画に関する報告書は、2020年度版から作成）の実施事業とりまとめ時、担当課により「環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況と達成状況」を「◎」「○」「△」「×」の4段階で自己評価します。
2. まとめられた報告書は、環境審議会で評価、審議されます。
3. 報告書を公表するとともに、報告書についての意見を募集します。

資料編.

1. 用語解説集
2. 環境基準値
3. 関係条例
4. 計画改定の経緯
5. 伊達市環境審議会（諮問、答申）

1. 用語解説集

＜あ行＞

【愛知目標】 P2

正式には、「生物多様性新戦略計画」と言い、西暦 2010 年（平成 22 年）愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択されたものを指します。2050 年までに、人類と自然が共生した世界を実現させるために制定されたものです。

【アジェンダ 21】 P13

環境と開発の統合のための 21 世紀に向けた具体的な行動計画です。前文及び①社会的・経済的側面、②開発資源の保護と管理、③主たるグループの役割の強化、④実施手段の 4 部から構成されています。大気保全、森林、砂漠化、生物多様化、淡水資源、海洋保護、廃棄物等の具体的な問題についてのプログラムを示すとともに、その実施のための資金メカニズム、技術移転、国際機構、国際法の在り方等についても規定しています。

【一般廃棄物】 P33

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものです。一般家庭からの家庭ごみが主なもので、事業所などから排出される産業廃棄物以外のごみや、し尿などの液状廃棄物も含まれます。

【越境汚染】 P2

大気汚染の原因となる物質が遠く離れた発生源（数百～数千 km）から気流で運ばれてくること。日本では、中国大陸や朝鮮半島から偏西風で飛来する光化学スモッグや PM2.5 等が問題となっています。

【エネルギー基本計画】 P13

エネルギー政策の基本方針（安全性・安定供給・経済効率性の向上・環境への適合）に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示した計画です。

現在の国の最新計画である第 5 次エネルギー基本計画では、「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて取り組むこと」等を原点に検討を進め、2030 年、2050 年に向けた方針を示しています。

【オゾン層】 P2

オゾンは酸素原子 3 個からなる気体で、大気中のオゾンは成層圏（約 10～50km 上空）に約 90% 存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層と言います。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。

特定フロン等の大気中への放出に伴い、成層圏のオゾン層が破壊され、その結果、有害紫外線が増大し、皮膚がんが増える等の健康影響や生態系への悪影響をもたらすこと等に加え、気候に重大な影響をもたらすことが懸念されています。

【温室効果ガス】 P13

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きをする気体を指し、「greenhouse gas」の頭文字から「GHG」と省略されることもあります。

京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーカーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄の 6 種類のガスを温室効果ガスとしています。日本においては、温室効果ガスの大半が二酸化炭素となっており、全体の 90% 以上の割合を占めています。

<か行>

【海洋汚染】序文

世界の海洋全般に及ぶ油、浮遊性廃棄物、有害化学物質等による汚染の進行により、海に成育・生息している多くの生物に悪影響を与え、生態系をも変えようとしています。

【外来種】P39

人の手によって、もともと生息していなかった場所へ移送された生物（動物、昆虫、植物などすべての分類群）のことで、在来種や生態系に影響を及ぼすとして問題となっています。

国内の在来種でも、分布域外に移動した場合、国内由来の外来種として影響する可能性があるため、注意が必要となります。

【環境アセスメント（環境影響評価）】P12

大規模な開発事業を行う前に、その事業が環境に与える影響について調査・予測・評価を行って結果を公表し、市民や行政の意見を踏まえて環境保全上よりよい事業計画を作りあげる制度です。

【環境基準】P33

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基本法第16条）」として定められ、現在、環境基準は大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壤汚染について定められています。

【環境基本計画】序文

国や地方自治体の策定による環境保全に関する基本的な計画を指します。

【環境基本法】P37

1993年（平成5年）に制定された、複雑化・地球規模化する環境問題に対応するための法律です。それまでの公害対策基本法や自然環境保護法では対応に限界があるとされ、新たな枠組みを示す基本的法律として制定されました。

【環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律】P13

2011年（平成23年）に成立した法律です。「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を一部改正したもので、環境教育等の基盤強化等や、環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進等が盛り込まれています。

【環境と開発に関する国連会議（地球サミット）】P13

1992年（平成4年）に、国際連合がリオ・デ・ジャネイロで開催した国際会議を指します。地球サミットと呼ばれることもあります。

【環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律】P13

2003年（平成15年）に成立した法律です。環境保全活動やその促進のための意欲増進、環境教育についての基本理念を定めるとともに、国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

【環境緑地保護地区】P42

「北海道自然環境等保全条例」に基づいて指定される市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区のことを言います。

<か行> (続き)

【気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)】P2

2015 年（平成 27 年）にパリで行われた、21 回目の気候変動枠組条約締約国会議です。2020 年以降の温暖化対策についての議論を行っており、COP3 時（1997 年（平成 9 年））に採択された京都議定書に代わる新たな枠組みとして、パリ協定が採択されました。

【希少種】 P40

一般的には、数が少なく、稀にしか見られない種を指します。環境省のレッドデータブックでは準絶滅危惧種に位置付けられており、現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によって「絶滅危惧」に移行する可能性のある種を指すと定義されています。ヤマネ、オオサンショウウオ等が該当します。

【グローバル・アクション・プログラム】 P13

2013 年（平成 25 年）に採択された、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の後継プログラムです。全ての人が知識、技能、価値観、態度を得る機会を持つために教育・学習を再方向付けてし、持続可能な開発に貢献し、実際に成果を上げるよう能力向上することと、持続可能な開発を促進する全ての関連アジェンダ・プログラム・活動において教育・学習の役割を強化することを目標としています。

【景観緑三法】 P32

2004 年（平成 16 年）に成立した景観法、景観法施行関係整備法、都市緑地法のことです。景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を規定しており、景観についての総合的な法律となっています。

【公害、典型七公害】 P12

環境基本法で定義する「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと定義されています。この七公害を典型七公害と呼んでいます。

【合併処理浄化槽】 P37

公共下水道の未整備地域などで、各家庭に取り付ける污水処理装置です。トイレの汚水だけではなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理できます。これに対し生活雑排水のみの污水处理をする装置を単独処理浄化槽と言います。

【国連持続可能な開発のための教育の 10 年】 P13

国際連合が、「持続可能な開発のための教育^{*}」への取り組みを推進するよう各国政府に働きかけたキャンペーンのことで、2005 年（平成 17 年）～2014 年（平成 26 年）までを期間としています。日本の方針では、持続可能な消費・生産パターンを定着させることや生物多様性を確保すること等に重点を置いており、経済、社会の側面についても健全で持続的な社会経済を目指すこと、としています。

<さ行>

【再生可能エネルギー】 P13

繰り返し起こる自然現象から取り出すエネルギーの総称です。太陽光や風力、地熱、波力などの自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクル型エネルギーを指します。

【産業廃棄物】 P35

事業活動により発生する特定の廃棄物です。多量発生性・有害性の観点から排出事業者に処理責任があり、現在 20 種類の産業廃棄物が定められています。

【自然景観保護地区】 P42

「北海道自然環境等保全条例」に基づいて指定される森林、草生地、山岳、丘陵、渓谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区のことを言います。

【持続的発展が可能な社会】 P3

環境保全に関する行動が自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持するとともに、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを言います。

【持続可能な開発のための教育（ESD）】 P13

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動を指します。

【持続可能な開発のための 2030 アジェンダ】 P2

2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された、持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした新たな国際指針です。国連ミレニアム・サミット（2000 年（平成 12 年））で策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継となっています。

【持続可能な開発目標（SDGs）】 P2

2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された、2016 年（平成 28 年）～2030 年（平成 42 年）までの国際目標です。貧困や飢餓・エネルギー・気候変動等、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

【循環型社会】 P12

環境への負荷を低減するため、製品の再利用や再資源化等を進めて新たに自然界から採取する資源をできるだけ少なくするとともに、廃棄されるものを最小限に抑える社会の事です。

【循環型社会形成推進基本法】 P32

2000 年（平成 12 年）に制定された、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本的な法律です。日本における循環型社会の形成を促すために制定されました。

【循環型社会形成推進基本計画】 P12

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。現在の最新計画である第四次計画では、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げており、その実現に向け、概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。

＜さ行＞（続き）

【省エネ法に基づく定期報告事業者クラス分け評価制度】P47

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の定期報告を提出する全ての事業者へ、メリハリのある対応を実施するための評価制度です。上から順にS・A・B・Cの4段階のクラスがあり、Sは省エネが優良事業者、Aは一般的な事業者、Bは省エネが停滞している事業者、Cは注意を要する事業者となっています。

【振動規制法】P32

1976年（昭和51年）に制定された法律で、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

【水源涵養】P39

森林の土壤が降水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化させて流量を安定させる機能のことです。雨水が森林土壤を通過するので水質の浄化にもつながります。

【水質汚濁防止法】P32

1970年（昭和45年）に制定された法律で、工場等から公共用水域に排出される水の排出や地下への水の浸透を規制することと、それらの汚水や廃液により人の健康に係る被害が生じた場合の被害者の保護を図ることを目的としています。

【3R】P32

ごみの減量やリサイクルの促進へ向けて定式化された行動目標を表す標語です。発生抑制(reduce、買う量や使う量を減らすこと)、再使用(reuse、使えるものは繰り返し使うこと)、再生利用(recycle、再び資源として活用すること)の英語の頭文字に由来しています。

【生物多様性】序文

ある生態系、生物群系、または地球全体に、多様な生物が存在している状態を指します。

生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つの区分で構成されています。

【生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）】P2

2010年（平成22年）に行われた、10回目の生物多様性条約締約国会議です。遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書と、2011年（平成23年）以降の新戦略計画（愛知目標）が採択されました。

【生物多様性国家戦略2012-2020】P12

2012年（平成24年）に策定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国的基本的な計画です。愛知目標の達成に向けた日本のロードマップや、2020年度（平成32年度）までに重点的に取り組むべき施策の方向性等を示しています。

【騒音規制法】P32

1968年（昭和43年）に制定された法律で、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること」を目的としています。

<た行>

【大気汚染防止法】P32

1968年（昭和43年）に制定された、大気汚染防止のための法律です。ばい煙の排出の規制等に関する法律を廃止して制定されたもので、国民の健康の保護や生活環境の保全を目的としています。

【地球温暖化】序文

人為的要因により、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇することを指します。

【地球温暖化対策の推進に関する法律】P47

1998年（平成10年）に制定された、地球温暖化防止のための法律です。第3回気候変動枠組条約締約国会議で採択された京都議定書を踏まえ、日本全体で温暖化対策に取り組むために制定されました。

【地産地消】P49

地域生産・地域消費の略語で、地域で生産された生産物や資源をその地域で消費することです。この活動により、地場産品の消費拡大、健康的な食生活の実現、環境保全、地域の活性化等の様々な効果が期待されています。

【地方公共団体実行計画】P46

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて地方公共団体が策定する、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための計画です。

【低炭素社会】P49

地球温暖化が進行し気候変動への悪影響が社会問題となる中、生まれた考え方で、化石燃料消費に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同じレベルにしていくことで、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会を言います。

【天然資源】P12

自然を構成する利用可能な資源のことです。土地・水・鉱物等の無生物資源と、森林・野生鳥獣・魚等の生物資源に分けられます。

<は行>

【パリ協定】 P2

2015年(平成27年)にCOP21で採択された、気候変動に関する協定です。COP3時(1997年(平成9年))に採択された京都議定書に代わる新たな枠組みで、世界全体のGHG削減目標や、途上国・新興国への温暖化対策への自主的取組み等が設定されています。

【微小粒子状物質（PM2.5）】 P2

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さな粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系に対して悪影響を及ぼします。

【微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起の暫定指針】 P12

2013年(平成25年)に、「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」が国民に注意喚起を行うための暫定的指針として示したものを持ちます。一時的に濃度が上昇し国民の関心が高まったことで出されたもので、法令に基づかない注意喚起のため、暫定的な指針というものになっています。

【フロン類】 P50

炭素・フッ素・塩素からなるCFC(クロロフルオロカーボン)、塩素を含まないFC(フルオロカーボン)や、水素を含むHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)及びHCF(ハイドロフルオロカーボン)などがあり、主に冷媒・溶剤として使用されます。

【放射性物質汚染対処特措法】 P12

正式には、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」と言い2015年(平成23年)に制定されました。2015年(平成23年)に発生した東日本大震災による原子力発電所事故で、放射性物質で汚染されたがれきや土壌などを処理するための法律です。

<や行>

【有害鳥獣】 P39

具体的な定義はありませんが、一般には人に対して生命的・経済的に害を及ぼす鳥獣を指しており、イノシシ・カラス・ニホンザル・シカ・クマ等が該当することが多いです。

2. 環境基準値

※環境基本計画に関する主な環境基準を掲載しています。

●大気汚染に係る環境基準

◆環境基準

- 1 環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確には握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 一の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

◆達成期間

- 1 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として五年以内において達成されるよう努めるものとする。
- 2 浮遊粒子状物質に係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。
- 3 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあつては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

別表 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

備考

- 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 3.二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

●水質汚濁に係る環境基準

◆環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

- (1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 水域類型の指定を行うに当たつては、次に掲げる事項によること。
 - ア 水質汚濁に係る公害が著しくなつており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
 - イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。
 - ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
 - エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
 - オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
 - カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域(以下「県際水域」という。)の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

◆達成期間

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

- (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
- (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素につては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素につては規格43.1に定める方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出 されないこと。	環境基準の 2の(2)により 水域類型ごとに 指定する水域
	水浴						
	自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの						
B	水産 2 級	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-	検出 されないこと。	環境基準の 2の(2)により 水域類型ごとに 指定する水域
	工業用水及びCの欄に 掲げるもの						
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-	-	

備考

- 1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1 mL とアジ化ナトリウム溶液 (4 w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times ((b)-(a)) \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値(mL)
 (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)

fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

項目類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	
A A	水道1級	6.5以上	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下	環境基準の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
	自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	8.5以下					
A	水道2級	6.5以上	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	環境基準の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
	水産1級	8.5以下					
	水浴及びB以下の欄に掲げるもの						
B	水道3級	6.5以上	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下	環境基準の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
	水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	8.5以下					
C	水産3級	6.5以上	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	環境基準の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
	工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	8.5以下					
D	工業用水2級	6.0以上	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	環境基準の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
	農業用水及びEの欄に掲げるもの	8.5以下					
E	工業用水3級	6.0以上	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—	環境基準の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
	環境保全	8.5以下					

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が 0.1ml 以下の場合 は 1ml に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 酵酵管に移植し、35~37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

●ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

◆環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

◆達成期間

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。

別表 ダイオキシン類による環境基準

媒体	基準値	測定方法
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下	日本工業規格 K 0312に定める方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 基準値は、年間平均値とする。

●騒音に係る環境基準

◆環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに表1の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

表1

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、表2に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、表1によらず表2の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表2

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
b 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表2にかかわらず、特例として表3の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表3

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

- (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

- (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

- (4) 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。

- (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

◆達成期間

- 1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。
- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後 10 年以内を目指として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
- (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。
- 2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。
- 3 夜間の騒音レベルが 73 デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

3. 関係条例

●伊達市環境基本条例

平成 10 年 12 月 18 日

条例第 31 号

私たちのまち伊達は、北は徳舜齋山連山を屏風に、南は内浦湾に面し、北西には噴煙たなびく有珠山を配し、長流川がまちを南北に貫き清流をたたえています。内浦湾沿いの南の地域は、東山山麓を水源とする肥沃な大地がつづき、四季を通じて温暖な気候に恵まれ豊かな農作物を育て、北に位置する大滝区は、豊富な湯量に恵まれた温泉郷を擁し、まちを包む豊かな森林は多くの生命を育み、雄大な自然は四季折々の厳しくも鮮やかな彩りを見せるなど、私たちの暮らしに潤いと安らぎを与えています。

私たちの生活は、生産の向上と便利さの追求の結果飛躍的に豊かになりました。しかし、このことが私たちの身近な環境に様々な影響を及ぼすとともに、地球規模での環境を脅かすものになってきました。それは、大量生産、大量消費、大量廃棄がもたらす廃棄物の処理、資源やエネルギーの大量消費による地球温暖化、都市化の進展に伴う緑の減少、生活排水の処理等々の問題です。

私たち人類が生存するための基盤となる環境は、けっして無限ではなく、また、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っています。いまこの環境が、主として私たちの日常生活や通常の事業活動によって脅かされているのです。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好で快適な環境の恵みを受ける権利を有しています。そして、私たちが誇れる、宝ともいべきこの美しい自然環境をはじめとする限りある環境を良好で快適なものとして未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため私たちは、私たちの生活が環境へ影響を与えていていることを自覚し、環境が有限であることを認識し、更に歴史的、文化的遺産を通じて、先住民の生活の知恵に学びながら、自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環型社会を築いていかなければなりません。

このような認識のもと、私たちは、互いに協力し合い、学び合い、自ら参加して伊達市の良好な環境の保全と、快適な環境の維持、創造に積極的に努めることを総意として、ここに伊達市環境基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、市民の権利と義務を宣言し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(良好で快適な環境の恵みを享受する権利と将来に引き継ぐ義務)

第3条 市民は、健康で文化的な生活を営むため、環境に関する情報を知ること及び施策の策定等に当たって参加することを通じ、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を良好で快適なものとして将来に引き継ぐ義務を有する。

(基本理念)

第4条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、市民の良好で快適な環境の恵みを享受する権利の実現と、良好で快適な環境を将来に引き継ぐことを目的に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条** 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境の状況等に関する報告書)

- 第8条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策に関する報告書(以下「報告書」という。)を毎年作成し、これを公表しなければならない。
- 2 市民及び事業者は、報告書について市長に意見書を提出することができる。
 - 3 市長は、報告書及び前項に定める意見書について伊達市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、伊達市環境審議会から意見があった場合は、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(基本方針)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壤等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然が共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、ゆとりある都市空間づくり、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、歴史的文化遺産の保存及び活用等を推進すること。

(4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するために、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること。

(環境への配慮)

第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、前条に定める基本方針に基づき良好な環境の保全を図る見地から、環境への負荷が低減されるよう十分配慮するものとする。

第 2 節 環境基本計画

(環境基本計画)

第 11 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者並びに伊達市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第 3 節 市が講ずる環境の保全及び創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第 12 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮することを効果的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第 13 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第 14 条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導するため、市民及び事業者に対し必要かつ適正な経済的な助成を行うために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導するため、市民及び事業者に対し適正かつ公平な経済的な負担を求めるために、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全に関する施設の整備)

- 第 15 条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

- 第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用に努めるものとする。

(環境の保全と調和した農業及び漁業の促進)

- 第 17 条 市は、環境への負荷の低減と安全な食料の生産を図るため、肥料及び農薬の適正な使用並びに水質の保全に配慮した適正な養殖その他の措置により、環境の保全と調和した農業及び漁業が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、農業及び漁業から生ずる廃棄物が適正に処理され、並びに循環的に利用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の保護管理)

- 第 18 条 市は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

- 第 19 条 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林および緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

- 第 20 条 市は、河川、海域等における良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(ゆとりある都市空間づくり等)

- 第 21 条 市は、伊達市の風土にふさわしい快適な環境を維持し、及び創造するため、ゆとりある都市空間づくり、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、歴史的文化遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等に係る情報の収集等)

- 第 22 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、人の健康を損なうおそれがある化学物質等について情報の収集、提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施等)

第 23 条 市は、環境の状況の把握に関する調査並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と緊密な連携のもとに協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 26 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部局相互の緊密な連携並びに調整を図るための体制の整備、職員の研修その他の必要な措置を講じなければならない。

第 4 節 市民等による環境の保全及び創造のための行動を促進する施策

(環境教育及び環境学習の推進)

第 27 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育」という。)を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の環境教育を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民団体等の自発的な活動の促進)

第 28 条 市は、市民、事業者又は市民及び事業者の組織する民間の団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、資金及び情報の提供その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の収集、提供及び公開)

第 29 条 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、第 27 条に定める環境学習の推進及び前条に定める市民団体等の自発的な活動の促進に資するため、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

2 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する情報を公開するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第 30 条 市は、事業者が、その事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定の締結)

第 31 条 市長は、事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止するため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

(市民等の施策への参加)

第 32 条 市は、第 8 条、第 11 条及び第 12 条に定める場合を除き、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者が意見を述べることができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の意見についても配慮するものとする。

第 5 節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全のための行動の促進)

第 33 条 市は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及に努めるとともに、これに基づくそれぞれの行動を促進するものとする。

(地球環境保全のための国際協力)

第 34 条 市は、地球環境保全に資するため、国等と連携し、国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 環境審議会

(設置)

第 35 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の定めるところにより、伊達市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 36 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、法令又は他の条例の規定によりその権限に属された事項
- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

- 第 37 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、環境に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。
 - 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(既存の環境基本計画)

2 この条例の施行の際に既に定められている環境基本計画は、この条例第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定に基づき定められたものとみなす。

(伊達市環境審議会条例の廃止)

3 伊達市環境審議会条例(平成 10 年条例第 1 号)は、廃止する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

●伊達市環境美化条例

平成 16 年 3 月 26 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ごみ等の散乱及び愛がん動物のふんの放置等の防止並びに喫煙マナーの高揚その他まちの環境美化に関する基本的な事項を定め、市、市民等、事業者及び所有者等が協働して、安全で快適な生活環境の整備に努め、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 所有者等 市内の土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 飼い主等 飼い主及び飼い主ではないが実質的に飼養管理している者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、河川、海浜、公園その他公共の場所をいう。
- (6) 他人の土地等 他人が所有し、占有し、若しくは管理する土地及び建物をいう。
- (7) ごみ等 空き缶、空き瓶、ペットボトル、プラスチック容器、包装紙、菓子袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸い殻その他これらに類するものをいう。
- (8) ポイ捨て 定められた場所以外に、ごみ等を投棄し、又は放置する行為をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等、事業者及び所有者等が行う環境美化活動への支援を行うとともに、環境美化に関する意識の啓発等総合的な施策の推進に努めなければならない。

(市民等の責務)

- 第 4 条 市民等は、自宅周辺の清掃その他の環境美化活動に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。
- 2 市民等は、自ら生じさせたごみ等をポイ捨てすることなく、適切に処理しなければならない。
- 3 市民等は、ゴミステーションの清潔の保持に努め、ごみ袋等の破損によるごみの散乱又は汚水の漏れがないようにしなければならない。

(喫煙者の責務)

第 5 条 喫煙をする者は、歩行中に喫煙をしないように努めるとともに、吸い殻をポイ捨てすることなく、適切に処理しなければならない。

(愛がん動物の飼い主等の責務)

第 6 条 犬又は猫の飼い主等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 犬又は猫を公共の場所及び他人の土地等に捨てないこと。
- (2) 犬又は猫の飼育をする場所は、常に清潔にしておくこと。

- (3) 自らの責任において、感染症等の予防に努めるとともに、必要のない繁殖をさせない措置をするように努めること。
 - (4) 飼育管理している場所以外で飼い犬を歩行又は運動をさせる場合は、綱、鎖等でつなぐこと。
 - (5) 飼育管理している場所以外で飼い犬を歩行又は運動をさせる場合は、ふんを処理するための用具を携行し、これを適切に処理すること。
 - (6) 飼い猫の本能、習性及び生理を理解し、屋内における適正飼育に努め、公共の場所及び他人の土地等をふん等により汚染しないこと。
- 2 犬又は猫以外の愛がん動物の飼い主等は、当該動物の本能、習性及び生理を理解し、適正飼育に努め、公共の場所及び他人の土地等へ放置し、又は捨ててはならない。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、事業所周辺又は事業活動を行う場所において、環境美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公共の場所及び他人の土地等に所有者等の許可なくビラを貼付し、又は看板を設置しないこと。
- (2) 自動販売機周辺に空き缶等の回収容器を設置するなどその適切な管理に努めること。

(所有者等の責務)

第 8 条 所有者等は、その所有し、占用し、又は管理する土地等の環境美化に努め、草刈り等の適切な管理を行い、周辺に迷惑をかけないようにするとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(立入調査等)

第 9 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において市長の指定する職員に、事業所又は土地に立ち入り、必要な事項を調査及び指導をさせることができる。

- 2 前項による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第 10 条 市長は、第 4 条第 2 項、第 6 条第 1 項第 1 号又は同項第 5 号の規定に違反していると認められるときは、その者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 市長は、前項に規定する指導に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第 11 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。

(過料)

第 12 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、5 万円以下の過料を科すことができる。

(公表)

第 13 条 市長は、第 11 条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その氏名及び命令の内容を公表することができる。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条及び第 13 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

●伊達市公害防止条例

昭和 47 年 9 月 27 日

条例第 27 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止が極めて重要であることにかんがみ、公害の防止に関する市の施策の基本となる事項その他必要な事項を定め、もつて市民の健康を保護するとともに、良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- 2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産及び人の生活に密接な関係のある動植物、その生育環境その他の自然環境を含むものとする。
 - 3 この条例において「届出施設」とは、工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設で、(ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が公害の原因となるもので規則で定めるものをいう。
 - 4 この条例において「規制基準」とは、届出施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等の量、濃度又は程度の許容限度をいう。

(事業者の責務)

- 第 3 条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、国、道又は市が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。
- 2 事業者は、公害の防止に関する法律又は条例に違反しないことを理由として、公害の防止のための努力を怠つてはならない。

(市長の責務)

- 第 4 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、国及び道の行なう施策にあわせ、本市の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
- 2 市長は、広域的な公害の防止をはかるため、必要に応じ、隣接する他の地方公共団体とともに、その施策を講ずるように努めなければならない。

(公害防止推進計画の作成及び実施)

- 第 5 条 市長は、公害防止推進計画を作成し、その達成に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 公害防止推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 計画の目標
 - (2) 土地の利用に関すること。

- (3) 公害の防止に関する施設の整備に関すること。
- (4) 公害の監視、測定等の体制の整備に関すること。
- (5) 公害の防止のために必要な規制の措置に関すること。
- (6) その他公害の防止のために必要な措置に関すること。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、公害を発生させることのないよう努めるとともに、市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 公害の防止に関する施策

(調査、研究、監視等の体制の整備)

第 7 条 市長は、公害の防止のため必要な調査、研究、監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(知識の普及)

第 8 条 市長は、公害に関する知識の普及をはかるとともに、公害の防止の思想を高めるように努めるものとする。

(公害に係る苦情等の処理)

第 9 条 市長は、公害に係る苦情があつたときは、すみやかに実情を調査し、その苦情を適切に処理するように努めるものとする。

- 2 市長は、公害に係る紛争が生じ、当事者から申し出があつた場合は、和解のあつせんに努めるものとする。

(資金援助等)

第 10 条 市長は、中小企業者等が行なう公害防止のための施設の設置又は改善について必要な資金の貸付、あつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(自然環境の保護)

第 11 条 市長は、公害の防止に関する施策と相まって、公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めるものとする。

第 3 章 ばい煙等の発生、排出及び飛散に関する規制等

(ばい煙等発生施設の管理等)

第 12 条 事業者は、工場等からばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる施設を適正に管理するとともに、その状況を常に監視しなければならない。

(粉じん、騒音、振動等の発生防止)

第 13 条 事業者は、工場等の周囲に緩衝地帯、又はへい、その他の設備を設ける等により、粉じん、騒音、振動等を防止するように努めなければならない。

(事故時の措置)

第 14 条 事業者は、工場等において事故により公害に係る被害が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、直ちに、市長に通報するとともに、応急の措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する措置を講じたときは、その状況をすみやかに市長に報告しなければならない。

(公害防止協定の締結)

第 15 条 事業者は、市長が市民の健康の保護及び生活環境保全のために必要があると認めて公害の防止に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもつてこれに応じなければならない。

(産業廃棄物の処理義務)

第 16 条 工場等を設置している者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

- 2 工場等を設置している者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行なうことにより、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにならなければならない。

(届出施設の設置等の届出)

第 17 条 工場等に届出施設を設置しようとする者は、規則に定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 届出施設の種類
- (4) 届出施設の構造
- (5) 届出施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の処理の方法
- (7) その他規則で定める事項
- 2 一の施設が届出施設となつた際、工場等にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が届出施設となつた日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 前 2 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 1 項第 1 号もしくは第 2 号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る届出施設の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の設定)

第 18 条 市長は、公害を防止するために必要な規制基準を規則で定める。

- 2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときはあらかじめ、伊達市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第 19 条 届出施設を設置している者は、当該届出施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告)

第 20 条 市長は、届出施設から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等が規制基準に適合しないと認めるとき、又は適合しないおそれがあると認めるときは、当該ばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて、届出施設の構造もしくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、届出施設(前項の規定の適用を受けるものを除く。)又は届出施設以外のばい煙等を発生し、排出し、もしくは飛散させる施設(以下この項において「ばい煙等発生施設」と総称する。)から発生し、排出し、又は飛散するばい煙等により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、その事態を除去するために必要な限度において、当該ばい煙等発生施設を設置する者に対し、当該ばい煙等発生施設の構造もしくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第 21 条 市長は、前条第 1 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて、同条の事態を除去するために必要な限度において、当該届出施設の構造もしくは使用の方法又はばい煙等の処理の方法等を改善すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく改善を行なつたときは、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(停止命令)

第 22 条 市長は、前条第 1 項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、その者に対し、届出施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずることができる。

第 4 章 土壤の汚染の防止**(土壤の汚染の防止)**

第 23 条 ばい煙、粉じん又は汚水等であつてカドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を含むものを工場等から排出し、又は飛散させる者は、当該工場等から排出し、又は飛散するばい煙、粉じん又は汚水等に起因する土壤の汚染を生じさせないようにしなければならない。

第5章 拡声機の使用等に関する規制等

(拡声機の使用の制限)

- 第24条 何人も、病院(診療所を含む。)又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域であつて、規則で定める区域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。
- 2 何人も、商業宣伝を目的として航空機から機外に向けて拡声機を使用してはならない。
- 3 何人も、拡声機を使用するときは、拡声機の使用の時間及び場所並びに音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

(深夜の静穏保持)

- 第25条 何人も、規則で定める地域においては、深夜(午後11時から翌日の午前6時までの時間をいう。)における騒音によりその周辺の生活環境をそこなうことのないようにしなければならない。

(自動車等の管理義務)

- 第26条 自動車等を使用する者又は所有する者は、大気の汚染及び騒音の防止をはかるため、必要な整備を行ない、又は適正な運転をするように努めなければならない。

(野外における焼却行為の制限)

- 第27条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりにばい煙、粉じん、有毒ガス又は悪臭を著しく発生するおそれのある物を野外で多量に焼却してはならない。

(塗装作業の規制)

- 第28条 野外において、動力を用いて吹付け作業を行なうとする者は、風向き等の気象状況を考慮し、周辺に被害が生じないようにしなければならない。

(農薬の使用制限)

- 第29条 農作物、林産物及び森林を害する動植物の防除に用いる薬剤を使用する者は、その使用基準及び処理の方法を遵守しなければならない。

(畜舎の管理義務等)

- 第30条 畜舎を設置する者は、畜舎その他付帯施設を整備し、汚物、汚水の処理について適切な措置を講じて常に良好な管理を行ない、悪臭その他の公害及びハエ等の昆虫を発生させてはならない。

- 2 市長は、畜産を目的として設置する畜舎について、公害を防止する限度において、畜舎を設置する区域を制限することができる。

(措置の勧告)

- 第31条 市長は、前7条の規定に違反する行為により住民の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、その違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第6章 削除

第 32 条から第 36 条まで 削除

第 7 章 雜則

(報告及び検査)

第 37 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、届出施設を設置する者又は商業宣伝を目的として拡声機を使用する者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該届出施設を設置する者の工場等に立ち入り、設備その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(規則への委任)

第 38 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 罰則

第 39 条 第 21 条第 1 項又は第 22 条の規定による命令に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 40 条 第 37 条第 1 項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をした者又は立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、3 万円以下の罰金に処する。

第 41 条 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人、又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から起算し 6 月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和 48 年 3 月規則第 5 号で、同 48 年 3 月 23 日から施行)

附 則(平成 10 年 3 月 26 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

●伊達市廃棄物の減量及び処理に関する条例

平成 7 年 12 月 18 日

条例第 28 号

伊達市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年条例第 28 号)の全部を改正する。

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(目的)

第 1 条 この条例は、再利用の促進等による廃棄物の減量を促進し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
 - (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - (3) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
 - (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
 - (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。
 - (6) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

第 2 節 関係者の責務

(市の責務)

第 3 条 市は、再生資源の回収、分別収集、再生品の使用の推進その他の施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、効率的な運営に努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第 4 条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、廃棄物の発生を抑制するとともに、再利用の可能な物の分別、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図らなければならない。

2 市民は、その家庭廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法でなるべく自ら処分(再生することを含む。以下同じ。)すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

第 3 節 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会の設置)

第 6 条 市長の諮問に応じ、本市における廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、伊達市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 7 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第 8 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条及び前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 2 章 廃棄物の減量の推進

第 1 節 市の役割

(支援)

第 9 条 市長は、再利用等による廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第 10 条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(資源回収等)

第 11 条 市長は、再生資源物の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

第 2 節 事業者の役割

(分別の徹底)

第 12 条 事業者は、その事業系廃棄物を減量するため、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第 13 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用の容易性の自己評価)

第 14 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと及びその製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

第 15 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、簡易な包装を選択すること等により、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用が可能な包装、容器等の使用に努め、使用後の包装、容器等の回収を行う等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるよう努めるとともに、商品の購入者が不用とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

第 3 節 市民の役割

(自主的活動への参加)

第 16 条 市民は、集団資源回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第 17 条 市民は、商品を購入するに当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 適正処理困難物の抑制

(処理の困難物の自己評価)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報を提供しなければならない。

第19条 削除

第2節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第20条 市は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示)

第21条 市長は、市民及び事業者並びに土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)が一般廃棄物の適正な処理を容易に行うことができるよう、一般廃棄物処理計画のうち排出方法等基本的事項を告示するものとする。

2 市長は、前項の基本的事項に変更があったときは、その都度変更の内容を告示するものとする。

(市が処理する一般廃棄物)

第22条 市は、家庭廃棄物及びし尿を処理するものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

2 净化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)に係る汚泥を処分する。

3 市は、特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集又は運搬を行うものとする。

(基本的事項の遵守義務)

第23条 占有者等は、自ら処分できない一般廃棄物については、市長の定める排出日時及び排出方法を遵守して所定の場所へ持ち出す等第21条第1項の基本的事項に従わなければならない。

2 占有者等は、自ら処分できない一般廃棄物の排出に当たっては、市長の定める排出方法によるもののほか、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しない方法により行い、常にごみ集積場所(以下「ごみステーション」という。)の清潔の保持に努めなければならない。

3 ごみステーションの設置については、規則で定める。

(排出禁止物)

第 24 条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。ただし、規則で定める処理を施した物については、この限りでない。

- (1) 有毒性のある物
- (2) 感染性のある物
- (3) 危険性のある物
- (4) 引火性のある物
- (5) 著しく悪臭を発する物

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第 25 条 占有者等は、自らその一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条又は第 4 条の 2 に定める基準に従わなければならない。

(処理状況の把握)

第 26 条 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとする占有者等は、当該一般廃棄物が不適性に処理されることのないよう、その処理の状況等の把握に努めなければならない。

(技術管理者の資格)

第 26 条の 2 法第 21 条第 3 項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

第 27 条 削除

第 3 節 削除

第 28 条及び第 29 条 削除

第 4 章 清潔の保持

(清潔の保持)

第 30 条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地、建物及びそれらの周囲の清潔を保つように努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第 31 条 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。

- 2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保つよう努めるとともに、生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出することのないようにしなければならない。

(空き地の管理)

- 第 32 条 土地を所有し、又は管理する者は、その土地が空き地の場合、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように、その周辺に囲いを設ける等適正な管理をしなければならない。
- 2 前項に定める者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第 5 章 廃棄物処理手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第 33 条 市はその処理を行う一般廃棄物の排出者から、次の手数料を徴収する。

- (1) ごみ処理手数料
- (2) し尿処理手数料
- (3) 凈化槽汚泥処分手数料
- 2 前項に規定する手数料の額は、別表のとおりとする。ただし、この手数料の額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する消費税額及び地方消費税額を含めたものとする。
- 3 前項に規定する手数料の徴収は、規則に定める方法により行うものとする。

(減免)

第 34 条 市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、前条の手数料を減免することができる。

第 35 条 削除

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第 36 条 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定により、一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第 7 条第 2 項若しくは第 7 項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者若しくは浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1 件につき 10,000 円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1 件につき 10,000 円
- (3) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1 件につき 10,000 円

- (4) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき10,000円
- (5) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき10,000円
- (6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき2,000円
- (7) 一般廃棄物処分業許可証再交付手数料 1件につき2,000円
- (8) 凈化槽清掃業許可証再交付手数料 1件につき2,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(過料)

第37条 削除

第6章 雜則

(報告の徴収)

第38条 市長は、法第18条の規定によるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等及びその他必要と認める者に対し、廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入検査)

第39条 市長は、法第19条第1項の規定によるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等及びその他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な調査を行わせることができる。

(清掃指導員)

第40条 市長は、法第19条第1項及び前条の規定による立入検査並びにこの条例に定める事項の指導を行わせるため、市職員のうちから清掃指導員を任命する。

2 清掃指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の伊達市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によつた処分、手続きその他の行為は、改正後の伊達市廃棄物の減量及び処理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定があるときは、改正後の条例の規定によつた処分、手続きその他の行為とみなす。

(大滝村の編入に伴う経過措置)

3 大滝村の編入の日前に、大滝村廃棄物の処理及び減量に関する条例(平成 15 年大滝村条例第 18 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 第 33 条の規定にかかわらず、当分の間、大滝区の事業系一般廃棄物及び家庭廃棄物の生ごみに係るごみ処理手数料は無料とする。

(非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部改正)

5 非常勤特別職職員の報酬に関する条例(昭和 48 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(伊達市清掃審議会条例の廃止)

6 伊達市清掃審議会条例(平成 2 年条例第 8 号)は、廃止する。

附 則(平成 12 年 2 月 23 日条例第 1 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 28 日条例第 25 号)

この条例は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 26 日条例第 32 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の伊達市廃棄物の減量及び処理に関する条例並びに同条例施行規則により交付されたごみ処理券又はごみ処理券付容器については、この条例施行の日から 3 ヶ月間は、改正後の伊達市廃棄物の減量及び処理に関する条例により交付されたごみ処理券又はごみ処理券付容器とみなす。

附 則(平成 17 年 9 月 29 日条例第 17 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日条例第 86 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 19 日条例第 33 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の胆振西部衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 21 年 9 月 16 日条例第 30 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 2 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に解散前の胆振西部衛生組合において、胆振西部衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日条例第 14 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 33 条関係)

種類	取扱区分	金額
ごみ処理手数料	市が収集し、及び運搬する場合	市が指定する容器を使用する場合 容量 1 リットル当たり 2 円を基準とし、規則に定める容器の容量により算出された金額 市が指定する容器に入らない大きさの廃棄物を排出する場合 ごみ処理券 1 枚につき 160 円
し尿処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	100 リットルまで 840 円 100 リットルを超える場合は、50 リットル増すごとに 420 円(50 リットル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算する。
浄化槽汚泥処分手数料	市が処分する場合	10 キログラムごとに 31.5 円 (10 キログラム未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)

4. 計画改定の経緯

●策定経過

年月日	経過
2017年12月	検討の開始
2018年1月10日 ～1月25日	市民アンケート調査の実施
6月8日	第1回環境審議会 ・役員選出 ・第3次伊達市環境基本計画について ・平成30年度版伊達市環境白書について
7月4日	第1回環境基本計画検討会議 ・第3次伊達市環境基本計画の策定について ・第2次伊達市環境基本計画の総括について
7月31日	第2回環境審議会 (諮問事項) ・第3次伊達市環境基本計画について ・平成30年度版伊達市環境白書について
8月30日	環境基本計画に係る関係者団体との意見交換会 出席団体：イオンだてチアーズクラブ 市民活動サークル ttemiyo 伊達消費者協会 NPO法人 いきものいんく NPO法人 森・水・人ネット
10月16日 ～10月22日	第2回環境基本計画検討会議 ・計画の内容（方針と指標等）について（書面会議）
11月21日	第3回環境審議会 ・第2回審議会の振り返りとこれまでの経過について ・平成30年度版環境白書への意見と回答について ・第3次環境基本計画（案）について
12月17日	第1回環境基本計画策定委員会 ・計画原案の承認
12月26日 ～2019年1月24日	パブリックコメント募集
月　　日	第4回環境審議会（答申）・計画公表

5. 伊達市環境審議会（諮詢、答申）

●諮問

伊 環 号
平成30年 7月31日

伊達市環境審議会
会長 結城知一様

伊達市長 菊谷秀吉

諮 問 書

次の事項について、伊達市環境基本条例第8条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 平成30年度版伊達市環境白書について
2. 第三次伊達市環境基本計画について

●答申書（写）

平成30年 3月29日

伊達市長 菊谷秀吉様

伊達市環境審議会
会長 結城知一

平成29年度版伊達市環境白書について（答申）

平成30年1月26日付により諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 平成29年度版伊達市環境白書について

第二次伊達市環境基本計画が策定されてから、平成30年度で9年目となりました。次年度は、計画期間の最終年度ということもあり、伊達市環境基本条例の基本理念の実現に向けた施策、課題への取り組みを最後まで推進されたいと考えます。

伊達市環境審議会では、「伊達市環境白書」の記載内容を審議した結果、次の点について改善が図られるよう求めます。

- (1) 環境白書がより多くの市民に親しみを持たれるものとなるように施策内容を具体的かつ分かりやすく記載するのはもとより、その公表や周知の方法について工夫・改善を図られたい。

●伊達市環境審議会委員名簿（敬称略）

役職	氏名	区分	
	松本喬一	農業	伊達市農業協同組合
副会長	菅原俊和		伊達市農業委員会
	岩田廣美	漁業	いぶり噴火湾漁業協同組合
	木村篤志	商工業	伊達商工会議所
	猪狩照彦	地域市民	伊達市連合自治会協議会
	仲川和幸	労働	連合北海道伊達地区連合会
	登坂恭之	教育	伊達市教育研究会
	宮本ゆみ子	女性	旧伊達市環境基本計画実践懇話会
	安食惠	大滝区	胆振西部森林組合
	大坂和弘	企業	北海道電力(株)
	小黒昌弘		北海道糖業(株)
会長	結城知一	公募	公募委員
	竹村幸雄		公募委員
	荒井秀樹		公募委員

第3次伊達市環境基本計画

発行日：2019年（平成31年）月

発行：北海道伊達市

編集：伊達市経済環境部環境衛生課

〒052-0024

北海道伊達市鹿島町20番地1